



Title	明治維新前に於ける北海道農業開發意見と其方向
Author(s)	南, 鐵藏
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 9, 195-238
Issue Date	1941-04
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10701
Type	departmental bulletin paper
File Information	9_p195-238.pdf



明治維新前に於ける北海道農業開發

意見と其方向

南 鐵 藏

一 序 言

本來意思の存在のみは歴史性とは成り得ない。之が歴史性と成り得るのは「世間一般に唱へられる議論」を稱する所の「輿論」は固より例ひ個人の意思にしても夫が史實の個性を移動せしむる意味として多數者の上に行はるゝ原動力となれる場合に限り初めて斯く稱し得る。然し乍ら個人の意思或は輿論が社會に對する關係は常に「個人の意思若くは輿論が原因となりて社會を動す」といふ一方のみを以つて進行するとは限つてゐない。反對に大衆の動向は亦よく個人の意思を作り輿論を喚起する、そして更に夫が社會を動かし轉生止む所が無い。斯くした場合の個人の意思こそ一層歴史的なものとしての説明が可能であり得る。「時世よく英雄を生み、英雄よく時世を作る」と云ふが私は「時世よく輿論を生み、輿論亦よく時世を作る」とも考へたい。近くは明治維新の大改革と云ひ昨年に於ける昭和體制の出現と稱し何れとして皆現代人の現實に體驗せし偶然ならざる出來事ならざるは無しと云はねばならぬ。

本稿は從來屢次言を重ねたる如く「明治維新前に於ける北海道綜合經濟史研究」の一過程であり、尠くも農

業に關する前述の範疇に在ることには論無けれども此處にては當時の意見輿論が其當時の北海道農業發展上に如何なる原動力となりたるやといふことを主眼とせず、寧ろ之への到達の前提として如何なる意見輿論が出現し、夫が如何なる方向に出現し行きたるやといふことに觀點の範圍を限定し置かんとするものである。又所題の如く農業の開發に在りて農耕地開發に非ざれば自然後者は唯前者の中に含められたる位置に過ぎざること勿論である。

二 所題の意見と其方向

私の觀察せし所に依れば當代本道農業開發意見は其内容の特質に従ひ通じて前後三大時期に區分せられ、其第一期は「前」松前藩直轄時代の中期即ち寛文九年頃より同藩政終末期たる寛政十年頃迄、其第二期は更に之に續く「前」幕府直轄時代に於ける寛政十一年より享和二年頃迄及其第三期を後幕府直轄時代たる安政以降と爲すを得る。

第一期

本期意見の全貌は北海道農業開發の必要なる所以を主張するに在る。

松前藩は米作は至難とせられ、和人の住居地を本嶋兩角一端に局限し、此等と相因果もしたる可きか弱藩たるの地位を免れざること藩主自身も自覺し居たることゝて古來より事勿れ主義を持し是ぞといふ拓殖政策なるものなくして經過したるが、後代になるに従ひ或は蝦夷の動亂に因み或は國防問題・國力問題・食糧自給問題等に相關して爲政者又は識者間には斯くした放任状態に着眼し、之が開發意見を農業に求めて披陳する者輩出し、世情は永く此の儘に放任し置くことは許さなくなつて來た。此等論旨の大體は、(一)我國土擴張の上より、(二)國防上より(三)國土擴張と民力扶植上より、(四)國防と國家財政救濟又は國富充實の上より、(五)本島住民食糧自給の必要上より、(六)蝦夷叛亂處置上より北海道大嶋及其屬嶋農業開發の要が論議せられしものと看られ得るが、各論旨を通

觀すれば此地寒冷なりと雖も田畑作不可なるに非ず、從來の失敗は此地に培養し得るやう試作に丹念ならざるに基く。斯く農は興すべしと雖も漁固より排す可きに非ずといふ所見が大體一致し、此見解の下に以上の如き諸種の角度に視野を向け論議せられてゐるのである。

先づ其劈頭に屈指せらるゝは寛文九年蝦夷蜂起の際の藩主矩廣の從祖父幕臣松前八左衛門泰廣の覺書であり、私は之を以て文献上に現れたる本嶋農業開發意見の嚆矢なりとするものであるが、次には元祿十三四年頃なる佐藤信景の「開拓新書」之には論ある、享保初年並河天民の「開疆錄」、同九年信景の著と稱せらるゝ「土性辨」、元文四年坂倉源次郎の「北海隨筆」、蝦夷行記「蝦夷紀事」此三書内容大體同類、天明元年、松前廣長の「松前志」卷之五、同四年立松東作の「東遊記」、寛政二・三年最上徳内の「蝦夷草紙」、同三年本多利明幕府を憚りて本田とも記すの「赤人日本國へ漂着に拵へ近年繁に渡來するに謂ある事」、同七年同人著の「北邊禁祕錄」最上徳内の原文に利明加筆せるもの、同年同人著「自然治道の辨」、同九年大原左金吾の「地北寓談」、同「北地危言」、同十年頃の「蝦夷地見聞録」、同末期本多利明の「異國話」等が擧げ得る。

今此等を夫々年代順的に觀察せんに、

先づ寛文九年蝦夷蜂起の際其討征の命を受けたる幕臣松前八左衛門泰廣松前藩主公廣の三男・矩廣の從祖父の「覺」書である。之に依れば上意（將軍家綱）の趣旨は松前藩が蝦夷の處置に至難なる旨を屢々訴ふる所なるが之は結局蝦夷存在するが故なるを以て敵味方に論なく全嶋夷を討滅し、其地へ和人を入地田畑獵共に營ましめ以て松前藩並に其人民生活の安定を圖るべし。殊に討伐には松前藩にては困難なれば津輕・南部よりも加勢すべきの旨蝦夷等へ告げしとある。即ち「蝦夷蜂起」中其覺書の一項に曰く、

上意之趣は夷有之故夷仕置に付兵庫（松前藩主）度々六ヶ敷義承り候間敵味方に不寄嶋中之夷退治可仕候其上日本人夷之地へ被遣田畑獵共に被仰付兵庫並家中土民共續候様に被成下之旨殊に兵庫働にて難成被遊思召津輕南部より加勢被仰付之旨夷

共以申開候へ其味方夷始殊之外迷惑仕方々々申觸候云々

と。これ果して家綱が實現せしめんと意圖せし言なりしか、或は唯單に叛夷威嚇策としての言に過ぎざりしか、事實に於いて幕府は津輕藩に命じて援兵を松前に出勤せしめ、又南部・秋田の二藩も幕命により動員の準備をなしたるを推察すれば或は前者の如くにも解せられ、又斯の如き事を泰廣何の必要ありて蝦夷に告げたりしや等の筋合より推察する時は後者の意味にも解されるが、然し何れの場合にしても「覺書」なる史料の性質上少くも此處に記録せられし範圍の限りに於いては事實の言と觀るを得べく、而も少くも幕府要人の意中に於ける一存在事實なりしと觀なければならぬ。而も上述の如く此記事を以て私は本島農業開發論の文献的嚆矢と爲すのである。

次は元祿十三四年頃出羽國雄勝郡の人佐藤信景のものせりと云はるゝ「開拓新書」なるものあり。彼は同七年より門弟傳長坊の蝦夷地試作、又彼自身が同十年一行を率ゐて同じく此地試作すること兩三年、此間の體験を得て開國の創業に従事せんと欲し、其開國の方法を著述したるものなりと信景の遺稿なりとして其孫信淵が傳ふる「土性辨」中に言ふ。此兩書を通じて論じたる次の一節が即ち此處に掲げらるべきものである。

輓近信景一味の上述の如き北海道渡嶋と試作・開拓新書の實在に論を成し、或は否定し、或は肯定し、或は肯定的疑問を説く(註)。然し私見を以てすれば今日迄の史料に關する限り黑白の斷定を下すといふことは未だ難しと觀る方が妥當ならざるかを思ふ。如何となれば其否定的にしても將た肯定的論にしても取扱はれし證材よりすれば結局推理的間接的證材の範圍に止まり未だ其何れに對しても直接之を明證する史料には到達し居ざるが故である。唯此處に一考すべきは例ひ此事實が信淵の捏造なりと假定しても本嶋農業開發上に大なる意義を與へたる彼の功績こそは精神的に没す可からざる事實と觀る。此意義に於いてこそ信淵を通じて信景も生かされ信淵も生かされ、信景を以て本道開拓神卅六柱の一として合祀せられしことに否定論の高倉助教教授の創見

的説も格別支障の生ぜしむること無きを信ずるものである。

註 北海道廳編（高倉新一郎氏擔當）新撰北海道史 第二卷 通説一 一九〇一—一九三頁

高倉新一郎 佐藤信淵と蝦夷地開拓（社會經濟史學 第五卷四號）

同 右 天明以前の蝦夷地開拓意見（同 右 第三卷一號）

同 右 佐藤信景蝦夷地開拓事蹟否定の根據（北海タイムス昭和十四年五月十六日より六回に亘る掲載）

菅 菊太郎 北海道の米作と故酒匂常明先生（北海之開拓 一三七號）

山下龍門 佐藤信淵と北海道の關係に就て（旭川新聞 昭和九年九月十四・十五・十九日）

佐藤信淵の増補に係り祖父信景の享保九年の原著と稱せらるゝ「土性辨」に於いて云ふ蝦夷二百諸嶋を合すれば凡そ六千平方里の大膏野あり、四海の魚介と共に此等の地を我が家法に従ひて其土性に應じ田畑を開發せば農漁相俟つて大利を收め得べし。諸侯の寶に三あり、土地・人民・政事たり。然れども國土を如何に廣大に領有すと雖も唯其廣大なるのみに在つて農政其宜しきを得、人民潤ひ蕃息せしむ可きことを知るに非ざれば國の大も唯徒に空しく膏野として永久に残るのみと。即ち同書 卷四 墟土に曰く

（上略）予が開國新書に説たる如く、蝦夷國（略）大小二百餘島、長きを絶ち短きを補はゞ、四方百三四十里もあるべき國土也、故に四方一里の土地凡そ一萬八千餘あり、その内三分の二を山岳とするに、六千餘の平地なり、悉皆腐墟の野原なれども、我家の農政を行ひて漸々之を開發し、上に説たる如く、水利の宜き所をば水田となし、陸高の地をば陸田となして、予が耕種せし仕方を例として、心を盡して培養し、陸田の種子は蕎麥・粟・豆・菘子・芥子等一段一石七八斗づゝも得べき熟土となるに及では、大麥・小麥も作ることを得べし。水田の種子も一段一石以上づゝは取り得べきこと、予躬ら稼して覺へあり、故に陸作は一段一石七八斗、一町にては十七八石を得べし、水田の作も粳米・糯米一町十石以上を得べし、且四方一里の地は、凡そ千五百五十五町二段あり、其内五百五十五町二段をば、阡陌・溝洫・田の畔と視て此を除き残り千町を田畑とすれば、田より出る米は大約一萬石とし、稗なれば二萬三千石を得べく、畑より出る雜穀は、何れも二萬石以上を得べし。然るを況や一里四方の地、六千餘ある國なるおや、故に此大邦の主として此を開發し、此に加ふるに四海の魚肉と、山岳物産の大和を收めて其人民を愛育し、此を蕃息せしむるに至りては、年を経るに従て其業益廣大に及ぶべきこと實に測る

べからざる也。此土は其性下々の惡地と雖ども、心を用て開くに至ては、祖父翁の説れたるが如し、孟軻子白、諸侯之寶三つ、土地・人民・政事と、至言なる哉、然るに廣大なる國土を領するとも農政を勉勵して人民を撫育蕃息せしむることを知らざるときは、其國永く腐墟の曠野たるのみ、可レ不熟察哉（略）（瀧本誠一編佐藤信淵家學全集）一巻一九頁—二〇頁

又享保初年に京都の儒者並河天民の「開疆錄」がある。之に依れば奥州松前に續く蝦夷國を開拓して日本國土を擴張すべし。之には先づ米作のことなるが之を以て此地之が生育は不可能なりと論ずる者ありとするも、之には又夫々其栽培の方法を存する由なれば丹念なる試作に依つて必ず成功するを得べしと云ふに在る。即ち同書に曰く、

「天子將軍第一の御寶と申は、土地・人民に越し申事之なく候（略）北奥州松前に續き候蝦夷國を御開き遊ばされ候て、日本國と一つに遊ばされたき事と奉レ存候（略）蝦夷國御開き遊ばざるに付ては第一米穀生じ間敷由申者も御座候えども、此儀は多年工夫仕、所により土により、様々の植ゑやう御座候由承り、色々吟味鍛錬仕置候故必定生じ可レ申義疑御座なく候」次は元文四年頃なる坂倉源次郎の「北海隨筆」或は「蝦夷行記」等中に於いて山海の利澤あるも、五穀生ぜざれば國勢立ち難く、此地五穀生ぜずと云はるゝも事實は生ぜざるに非ず、耕作せざるに在りと論斷してゐる。斯くして彼は龜田を以て開發すべき地と看做し「龜田を墾田する時は凡四五萬石を開かるべし」と云つてゐる。降て天明元年本藩家老松前廣長は其著「松前志」卷之六に米の試作を以て若し積年之が研究を爲すなれば地味氣候に馴れ大業成就して國益大なる可し、唯墾田の志無きを惜むと新井白石の所見を引用し、食糧自給上より論及せし事や又同四年には立松東作が「東遊記」に之と同様漁事一つを專業と爲すが故に飢饉を伴ふ。若し漁農二つを以てせば此難を免る可きを漁利に迷ひて農耕を爲さざるは憂慮の至りと評し、同年頃飢饉に困憊せるの時に當り農漁を行へる地方のみが此難を免れ飢を知らざるの状態を指摘實證し、此地作物の可能を説き且つ其適作物をも例示してゐる。

次は寛政二三年最上徳内の「蝦夷草紙」である。之に依れば蝦夷地は氣候寒冷にして耕耘至難の地なりと古來

稱して永く開拓に及ばざりしと雖、事實は決して然らざることなく、百穀豐熟の地なること例へば緯度の上より觀るも支那の北京に相似たりとし、又例ひ氣候寒冷なりとは雖雪國の氣候には又夫として之に適應せる耕作法の存するものありとて、奥羽地方の開發の原初以來重ぬる試作に依りて今日在るに至りしものにして、今日蝦夷地は當に奥羽地方の原初状態に比す可きなりとて其試作に依りて本嶋農業の可能なることを立證し、往昔戰國の世武にのみ寧日なき時世に在りては場末の開發迄には及び難かる可きも、今や從來の五穀不毛の地といふ觀念は之を一擲し、蝦夷をも教導し、蝦夷諸嶋を開發せよ。これ現下に於ける北方警固の要目であり、國家安泰の要道であるとしてゐる。即ち同書に曰く

「一蝦夷土地の是迄開けざる次第は日本の庶人常に口號にも蝦夷の土地の都而雲霧深くして濕地にて殊に寒國なれと住馴ざる日本人抔は中々以て住居はなり難き土地なりと鍛へ押て住居する共五穀も生じざれば食物乏しく忽に飢に及はん殊更濕氣を受疾病を發し癡人となるべし、抔又往古より日本の農民度々渡海し耕作をも試みたる事有之といへども終に稔りし例もなく、依て今に開發せざるへし、抔又彼土地の廣大なる事は庶人も能く知る處といふとも彼患難あれば往古より空しく捨て置たるべし、抔兎角に毎年春の末頃より夏に向ふに隨ひ雲霧多く地面につきて夏中を盛りとし秋の末頃までけ更に晴天する事なし、依て夏中には風烈は決してなし、故に耕作物の稔りさるも理也といへり。懷ふに最なり如何といふに日本開國以後年久しく戰國にありし時は常に敵伐を以て業と爲し適々開業を志す人ありといふとも、合戰に忙ぐ故に日本の内たに澤にする事あたわす況や遠方無用の事抔は詮なき事故只夷狄は夷狄と見たるまでにて數年を経たるものならん今に至て開けざるへし」

「一蝦夷土地開發成就して良國と成べき仕方は春の末頃にも至れば雪も皆消えて草木皆冬枯となるは雪國の常也於是谷間曠野の内田畑と成べき場所を検査し乾燥なる時節を量り風烈を待ち風上より大勢にて放火を懸け遍し焼拂へば、荻萩芒茅菅葎の類の下草は悉く焼拂故に日曬太陽の溫熱を正直に地面に稟遺毎日々々地面を晒し立ては、地面に雲霧つく事なく太陽の溫熱を土地に含積すれば百穀百菜豐熟するは必然なり。左すれば晝夜にテンチと溫氣と冷氣と昇降すれば雪霧は地面を離れ去て大宇高く上昇して常の雲となり、風氣行はれ雷電あり大雨抔降りて霧霜も解發し晴天して四時の氣候も其時を差へず萬物を養育する者也是開業成就し良國となる跡也於是山岳の溪泉を導き或者井を堀溝池を設遣用水の便利を

計り、田畑を墾耕し百穀百菓を蒔植の農業をなしなば終に良田畑となる事疑なし。此時に當らは成へき丈は雪國出生の者を先にし奥羽越佐能加六州の海邊の内より往古より毎度蝦夷江渡海し渡世する者夥しく、此者抔は好所の幸を得て妻子牽き連れ移住すべし」

「御代官刀石蒞之進ト云シ人ノ羽州村山郡東根林村ト云松原ヲ新開セシ時ニ初年田畑トモニ穀稔ラズ翌年百姓心力ヲ盡トモ其驗シ薄ク然リトイヘトモ年ヲ經テ心力ヲ盡シケレハ今ハ既ニ上田上畑ト成テ萬代不易ノ國益ト成レリ、爰ニ松前ヨリ四五里ニシテ福嶋ト云村アリ此村地内ニテ柴荻繁茂シテ眞土ノ上田トモ成ヘキ處ナレバ領主ノ命有テ津輕邊ノ百姓ヲ集メ新田ヲ開キ耕作セラレシニ初年ハ穀實稔ラズ翌年ハ米二十俵許出來タリ、三年目ハ旬氣不順ナレバ凶作ニテ領主ヨリ田作ヲ差留ラレタリト云リ福島村ノ何某予ニ悉ク語レリ、其後領主ヲ始メ百姓ニ至ル迄松前所在一國中ニ米穀出來ザル物ト心得タリト云リ、予於是北極出地ヲ測量スルニ四十二度ナリ、思フニ中華北京ノ氣候ニ稍似タリ因テ百穀百菓出產スベキ土地ナレバ能計策モ有ベキナリト發念シ及ハス事ヲモ思慮セリ、扱蝦夷ノ土地ハ惣シテ雲霧深ク濕地ニシテ諸嶋都テ人民鮮ク耕耨ノ地モ無レバ夏中トイヘドモ地面ニ太陽ノ濕熱アタルベキ様ナク、大樹ノ枝葉繁茂シテ地面ヲ掩フ故ナリ、大暑ノ節トイヘトモ地上ハ冷涼ナル因テ雲霧モ深ク五穀ノ稔ラザルモ理ナリ、又日本國中トイヘトモ深山幽谷ニハ常ニ雲霧ノ絶ザルヲ以テ考知スベシ、夏中ノ炎天ニテモ繁茂ノ枝葉ニノミ日光アタレバ此枝葉ヲ漉シ漸々微温ニシテ地上ニ抵ル故ニ地上ハ常ニ冷濕氣滯ル故ニ夏中トイヘドモ温暖至ラズ故ニ北極出度相應ニ四時ノ行ハレザルモ斷リ也

浚明廟ノ御時ニ輿蝦夷地ニ通路セシニ、アツケシニ至ル。松前ヨリ東北ニ當テ二百餘里ニアリ此アツケシ運上屋ニテ朝夕ノ資水ハ山根ニ少ノ清水アルヲ汲ナリ、予行テ見ルニ涌泉ノ邊ハ谷地ニテ種蒔ク人モナクシテ自然ニ生タル稗ノ稔リタルヲ見タリ、是粟稗ノ出產スル證據ナリ、然ルニ彼國法ニテ蝦夷地ヘ都テ穀物ノ種子ヲ渡ス事ヲ停止ナリ其故ヲ知ラズ是欲スベキノ甚キ也竊ニ考ニ蝦夷ノ土人農業ニ力ヲ盡シテハ土産ノ乾魚等ノ漁業ニテ土産ヲ相減ル道理ナレハ日本地ヨリ來テハ漁業請負人ノ交易ノ品モ不足シ運上金モ相減セシ物故ナルベシ、庶クハ蝦夷ノ土人ニ粟稗ヲ初百穀ヲ作テ農業ヲ家樞トスルノ利益ヲ知ラシメハ終ニハ良民トナリ良國ト成ベキハ必然ノ理ナリ、當時ノ時勢ヲ風化シテ人道ニ染シム計策モ有ベキナレバ後ノ君子是ヲ思フベシ」

「嶋の西方は滿洲山丹國より地續きにて中華及び朝鮮國等に距る南方は日本國也如斯東西南北各良國となりて蝦夷諸島を包卷せり。然るに中央に所在する蝦夷諸嶋は寒國にて人民住居成がたく五穀稔らず抔云ふは餘りにふ穿鑿の沙汰也今既に開國の時至りたる歐魯齊亞國より東蝦夷諸嶋を開業をなせば此時に當りて日本にも異國との境界を建て關所を居へ要書あり

て武威を布くに於ては異國江も輝き又蝦夷土人も尊信せんは疑ひなし、誠に國家安全の祈禱と成て日出度かるべし」

又寛政三年に本多利明の所論あり。彼に依れば我國現勢は國用不足の時なり。之を補はんか爲には貢租を苛重にすといふ事も一法なりと雖之にては國力を衰耗せしむるのみ。夫よりも先づ蝦夷四大嶋を初め諸嶋を開發するに在り。蝦夷地は五穀不生の地なりと稱せらるゝも、これ生せざるに非ず耕作せざるが故なりとし、其氣候を緯度の上より北京に比較し穀作可能の理由を論證し、今にして國防を遠慮するに非ずんば必ず寇難を免れざらんと警告せし點は最上徳内の「蝦夷草紙」と同一論鋒である。而して其開發には日本本地より流刑者の移送と蝦夷教導とに依つて農耕せしむ可し。と云ふに在る。即ち同年一月「赤人日本國へ漂着に於へ近年繁々渡來するに謂ある事」に曰く、

「蝦夷地を打捨置は國家の大事に係るべきなれば全く開發に企へし、さすれば第一に異國と日本國との境界も自然と立（略）第二には日本國中の罪科の死刑人も救命を蒙り追放人遠流人も共に國家の用に立（略）第三には金銀鉛鐵を掘り日本へ容れ國力を厚くし、第四には開發の功に依て百穀百果及海川の出産物逐年に多く出來而日本の米穀の補助となり飢饉年の手當ともなり云々」

降つて同七年には徳内の原文を其師本多利明が書き改めし「北邊禁秘録」にして即ち之に依れば露西亞は南下侵蝕の野心あること、之に對し松前家の不取締なる事實を指摘し、早く此地を開發防備するに非ざれば必ず後患の懼れある可き事を警告し、蝦夷嶋は日本本國程もある可き廣大の地であり、又之に劣らざる程に農鑛の産に潤澤なる土地柄なり。然るに松前藩は小身にして之が開拓に及び得ず。故に宜しく此地に日本本地をして自由に往住し得る制度を樹立し、以て田畑開拓を圖る可し。これ現下の北方警備國富充實ならしむる所以なりと云ふに在る。即ち同書に曰く、

野作エツの儀は松前家位の小身に候は、二三百候も住居仕候は、日本の恰好も引合可申歟松前所在一嶋計も凡日本程も可有之大嶋に只小身懦弱の松前家一候にて守之日本の時勢を以比例仕候は、萬分の一にも不及程の事は可惜共可歎共いふべき様無御

座候百穀百菓豐熟金銀銅鉛鐵も潤澤日本に劣ぬ國と可成土地なり依て希は日本人勝手次第住居仕候様にとの御制度に改革有之候て不經年數大造の米穀金銀出產仕日本の助力と可相成候間國の時節も此節程宜敷時節は可有之共不被存被拾置候は、種々の災害當來可任事は前文の次第にも明日に御座候片時も御差急ぎ御取締被仰付次に田畑開發被仰付候様にと念願仕候より外無御座候

利明又同七年一月「四大急務之條」(自然治道之辨)に曰く、

「本邦の周廻の大洋中に島々ありて土人もありといへとも人道未開の島々なる故本邦に其益なし可惜の甚しきは是なり、今既に國用不足なるが故に農民も責虐租税を取増に策あれども其度に叶はずして却而降減せり於是益虐政募事に於而者終に農民皆退轉斷絶せん勢ひ者正に唯今の風情なり、然は今爰に遠き慮りなき時は近き災害並ひ至るへし、收納の厚薄者國力の強弱に係れば暫時も懈怠なく丹誠すべき者國務の恒意なり、國を治の天職也(略)島々多といへども先最初は蝦夷の諸島に併るべきなり(略)右四島(松前・クナシリ・エトロフ・ウルフ)何れも大島にして本邦の四國程或は九州程の島々なども人道未開の島々ゆへ周廻の磯邊のみ夷人住居して魚獵を以て産業とせり、故に島々皆奥の地中は良地にして夷人も住居する事なし、耕作の道なき故に五穀なし、何ゆへ如斯なれば文字なく曆なければ年中の節氣ある事を知らず、年々の限を知るには只寒に雲ふり春に草木繁茂するを以て年の限を知り器財農具及び五穀の程物なければ植蒔仕付の農業を爲べき様なし、我が歳數を知たる者なし往古將來の事を記すべき様なし(略)五穀不生にてはなく耕作をせぬかゆへなり惜へきとも歎へきともいふべき様なし、蝦夷の諸島五穀百菓豐熟金銀銅鉛鐵山潤澤なれば大良國となるべき證據ありて明白也(略)其證據カラフト島より正北の海上凡一萬町計り隔てヲホツカといふ湊あり(略)繁昌の湊なり(略)此湊より東方地續カムサツカと云ふ要地あり(略)此地北極高五十一度也東南西の三方に海洋あり洋中に諸島ありて國産豐饒なり、又和蘭の都北極五十三度二十三分、魯西亞の都ペートルビエルフ北極高六十度弱なり、如斯の北極高度なれども皆繁昌の國とすれば増て蝦夷の諸島などは大なる暖國也蝦夷の諸島は氣候は支那の都北京順天府の氣候と異事なし順天府北極高四十度なれば蝦夷の諸島の氣候と等き證據なり」

と。又同九年頃には松前藩に聘せられし京都の隱士大原左金吾なる者「地北富談」なるものを著し、北鎮防備の途は富國強兵に在り。強兵の本源は國を富ますに在り。國を富ますには漁獲一途にては恃み難く宜く開國墾田す可し。富國強兵の途は即ち屯田兵を設置するに如かずとして耕作の此地に可能なること及び其方法として試作を

丹念にし、日本本地よりの和人移民を招徠し、大藩となるに従ひ士卒も増化し、北鎮の任を果す可きなり、耕作は斯く努む可しと雖漁固より之を排す可きに非ずと云ふに在る。即ち同書(上)に曰く、

虎狼の赤夷隣り其間また叛服常なきの毛夷あり、いまたには金城湯池の險のよるかたなく中には積蓄の類なく一旦事ありて漁獵其時をあまり商船其跡をたゞばいづれの所にか衣食をもとめん。衣食器械なきは戦ずして勝敗顯然たり。(中略)今これを救ふの術を富國強兵といふ。しかるに此事また緩急の二端有てまた其内緩にして急なるべきあり。急にして緩なるべきあり。夫赤夷の國たる地方萬里宇宙の最大國にして尙且諸州をあわするを以てつとめとす。彼れが領する所一吾妻江(松前のこと)にあるべからずといへども河海の細流を容て其大をなすか如く彼れか術のとゞく所大を泄す事なく小も殘す事なし其謀遠大にして一代に成ざれば數代を積て其功を成す。しかる時は勝敗を一時に決するの敵あらず我もまた目を重ねとしを積てつとめて國を富し、つとめて兵を強くして不慮の備をなすべし是緩なり。さて兵を強くするの本は國を富すにあり。しかるに雄藩いまだに五穀を生せず一旦漁せされは一日の飢を招く而漁獵は常として頼みがたし。ことにいにしへの漁村今絶て一網をほどこさゝるの地あり。しからは早く墾田の企あつて百穀を敷施し民も耕耨を業として他にもとめざる時は我に頼む所あり。我にたのむ所ある時は心に剛を生る時は其ちから常に百倍すべし。しかれば兵を強くするは國を富すにあり。國をとますは墾田より先なるはなし。是急なり(以上大原左金吾の藩主道廣への答)。(中略)

先生さきに富國強兵の事を説く尤急務といへども、いかにせん兵は二百に過す。一年の收納又わづかに三萬石なれば何の餘財あつて墾田を企て何の人衆を以て不慮に供ふべき寡人久しく形勢の險によらんとすれども國用乏しく且墾田のことも往歲一處に秧をうへしむる事すべて三年してこれを試むるに、はじめはよく實のれども翌年より大に異りこれ土性のかなはざるにやあらむ。今子が説を非するに似たれども、此土の上一步をもすゝむるの道あるべからず先生空論を以説を席上に違しくする人にあらず、さだめて別に良法あるべし、ねがはくは教られよ(以上藩主道廣の問)。

(中略)今國用乏しきに財貨を費さずして墾田の企あらんとせば農兵にしくはなし。國中の民庶養のうちに漁獵するの後は閑暇多し。是に令しておのゝ田をひらき耕にすゝまんものには三年の租税をゆるし且此等に國士の格をゆるし一年に一度の拜謁をゆるし村に講武の師をおき、つねに砲より劍鎗をならわしめ、これまで奴僕のごとく仕へし所の商人等をいやしめ、ものいわしめ、廉恥を蓄へしめは、俄に賤より貴に移り貧より富にいたらんことを悦で身の勞をかへりみずして各ちから相應の田を開くべし、豈唯貧民のみこれに進まんや。有金の商人も彼等が下もにたゞんことをはぢてすゝんで國士の列につくべし、

商人等は是にすむ時は不日にして田をひらくべし。唯商人のこれにつくのみならず諸州の遊民貧庶この舉あることを聞は家を携て千里の外より來るものあらん。ま事にかくのごとくならば國中乏しきを愁ひ玉ふ事なかれ(中略)貴藩の域地を見るに全く堅固といふべからず(中略)しかれども國用乏しく一舉にして他へ移ることあたわずとならば用を急にして成を緩にするの良法あり、野人久しく間、(南頭(船越)彦徳)念部彦館は山によるべきの險有て水には數百艘を容れて惡風の愁なき港あり、野には數百頃の田を開くべきの地なりと是天險域難をいとなんで長く北蠻の鎮をたつべき所なり。此土わづかの人力を費きは自然城壁の形をなすべし。今しばらくの間城蝶宮室はいとなむことなく唯地形をつくり(中略)事ある時は其中に營陣してめぐらすに砦柵を以せば確呼たる堅城となるべし。先如斯扱べきの土を撰て其基とし術を以屋室を作り扉をめぐらし門をかたくせば其費萬分の一なるべし。もとより田を開の土も彼のほとりなれば數年の間に民も勞せずして移りぬべし。されば富國強兵の舉らんとならば早く天險の土を撰てこれによるべきの基となし、はやく農兵の制度を出して田をひらき武を講すべし。而事あるときは是を以て其力をつくし事なきときはこれを以て富をはかり糧糧を蓄ふべし、是一舉して緩急ともに備ふるものなり。幸に今夷地へ行て漁するもの三春の間に往返して四月に至るは全く功をおさむるが故に秧を植るの時に害あらす。田をならし種を浸し、且苗代等の事は老人婦女の業となすべきなれば漁者の業を妨ぐべからず。野人老農の言を聞に墾田はじめは二三年の間不熟なるもの多し。如何となれば、うへそめし年は土にめつらしきが故に土力をつくして其物に供し翌年は前年土力をつくすのあと土氣薄くなりて物に供するの力なきが故に豊熟する事まれなり。それをおし通して數年を経れば土力平均して例年同しさまにみれるとぞ。今都會の近地あり、ことごとく糞汁を以て土を養ふが故に一年それをせざれば諸物みのる事なし。邊土は人家すくなきがゆへに糞汁を得る所なく或は草を以てし木葉を以てしあくたを以てす。されども別に都會ちかき地ばかり實のりて遠國より米穀を出さすといふことなし。是土性のなれるとなれざるにて人のならしのまゝなり。さてまた米穀にも土の肥瘦寒暖に隨て相應すべき種類いろ／＼あつて濕地は何と名つくる秧よるしく山田は何畑の疲たるは何肥たるは何と、いかにも其上に應すべきをうへしめ、また其土にしたがつて手の入れやうもさまざまありとぞ。野人臺下の此舉あらん事を希ふがゆへに途すがら老農の來て主宰たらしむるもの數人を約し置たり。今にもあれ野人より申遣しなは來るべし。町間測量の術も野人少しく指を染臺下用る所あらば弟子におしへて山の高低野の廣狹をもはからしむべし。

掘鑿田の舉ありとも漁獵は廢すべからず。例年漁獵より運上する所のうち大なるものにしん鹽引となり。にしんは春三ヶ月の間に功を終り得る時は一日二日の内に數千金の漁あり(中略)秋あじは七八月の間夷人の漁するを交易することなるに

(中略)はあら海にして(中略)年々破壊するものすくなからず、しかれども秋あじの利常に十倍なるが故にわづかに十ヶ半
恙なき舟あれば他の損分をつくのふに足る。(中略)今先教てなきしむべきものは鹽をやかせて壹年の所用に供し楮をうへて
紙をつくらせ、桑をうへて蠶をやしなはせ藥草雜穀蔬菜までも自分つくらしめ女には麻をうえて紡績をおしへ機織をなきし
め一に他國の如くにだになし得れば別に漁獵の利あるか故に他のおよぶまじき大富國となるべし。さて墾田をことゝするの
農兵は士の上中下に隨て其從事たらしめ伍をつらね部をわかちこれを主らしむべし。

と。私は尠くも之を以て北海道に於ける屯田兵制度論の嚆矢なりと爲すものである*。

*之を以て北海道に於ける屯田兵制度論の嚆矢なりとすとは北大法經會第四十六回報告會(昭和九年六月八日)に之を發表
した。

又同年彼は「北地危言」に於いて同じく國防開拓の論旨として松前はさまで土性悪き地に非ざれば試作經驗を
積むに在り。蝦夷教導は第二とし先づ日本本地和人を此地に移し墾田せしむべし。之には我國社會救濟策と相併
せ最初先づ流刑者・極刑者・乞食寄食の類を集め充當す可きを上策とし、十五人を以て一伍と爲し、各伍毎に一
人の長を置き、又老農を置きて師とし此移住民を以て非常時の兵たらしむべし。而して第二次的には斯くした移
民方法は之を廢し、現下日本本地に盛んに間引く所の産兒を養育して之に當てしむ。其方法としては各藩一郡一
處程に領主より養育館を建設し、此中に長屋を構へ、村民中新たに出産せる婦女を手當を支給して交る々々入所
せしめて乳母と爲し、養育十五歳となるに及びて夫々配偶せしめて本嶋創業者の跡を繼がしむべし。と即ち同書
に曰く、

「一蝦夷教導の事も急務なりといへども又是より急なるべきは南部領内ならびに松前人民の居東西五六十里の間に民居を充し
め常に墾田の企なくては此處はかりもたもちかね可申候既に去年今年異國船着の時の如き急を告るにも一人一馬にて驅ちか
ふのみにて人馬を替て段々に急を告るなといふ事も民居にまれにして險路多往返になやむ事に相聞え候是のみならず蝦夷の
外人民の居ばかりは男女老若打まじへて一萬に過ぐべからず是皆可用ものなるも多しとせずしかるに其内に他國より海に來
る接者三分の一なるべく其上に老人女兒の類事ある時泣きけぶのみにて物の用に立べからず家士二百ばかりの外民人の壯な

るものをえらみ用るともくらに米穀の蓄なく城に器械の備るものもなくわづかに一艘の軍船たり共大弩大砲を仕かけたる一海城にいかゞしてかけ向可申哉松前主國恩に死すべき志たりとも徒に人民を害するのみにてすこしも我に利はあるべからず候南部領内百餘里の所領主の居城海岸に遠く東北の海濱唯八戸のかためあるのみにてつがる境までの山野蒼茫として五里に一村を得三里に一屋を得と申すほどの無人境なればいづくへ舟をつけいかなる佳處をえらんで窟巢となすとも其用意の成らざる内に攻かゝる事は相成まじくすれば一刻も早く此處へ人民を移して平日は田畑を開き耕さしめ事あらば防禦に用ひ治亂共に此土を如此廣莫の野にしておくべからず乍去松前南部兩地に民すくなしとおのゝ其土の墳墓を守り居る民は移すべからず茲に家累もなく今日にも移して早速の用にあつべきもの御座候其者共は世の人のすてゝかへり見ず其身も是のみの生涯とあきらめ居候もの共にて三都の外道中筋又は田舎なごうろつき廻る人よりわづかの物を得て終には溝密に倒れ死する乞子の類か宜候此もの共は先祖より筋あしく別種たる穢多の類にもあらず其元は不殘民の戸籍中より出て不幸にして勘當せられ或は放蕩にして産を破り或は幼して父母にはなれ或は惰にして生活にうとく一日と落ぶれて如此なればはてたるもの共にて京攝の間に在て毎日食を乞あるくものを見るに大かたは壯年の者共計に候是は一年寒暑をたに凌あふすれば其後も無恙多くは初年に倒れ死すとぞ血氣の者たに其通りに候はゞ老後迄生をたもつものなしと被存候まことに彼等は無告中の尤おはれむべきもの共に御座候今此類の者をあつめ候はゞ海内におびたゞしく可有之候此者共を不殘其家元を正也穢多の類を除き爾後には一衣一飯を與へて悉く松前南部のかたへむかはせ申度候彼等も一旦はかくなりはて候ても數年艱苦の間後悔いたし居べくしかるを上より御引あげにて一衣一飯にもありつき御用にも相立候事故いかばかりありがたく存勞につき可申候此もの共はしめ落ふれ候ときもさすが盜賊にもなるべき悪性も無之かやうになり居候者共なれば引あげて用ゆへきとならばよるこんで命に従ひ可申候此外にも罪人などの島へ流すべきものか又は死すべきも大かたの事は罪一等をゆるして彼土へ遣し又家なくて人に寄食するものなどの類をあつめ候はゞおびたゞしく可有之候此もの共を悉く松前南部の兩地へ遣し置はじめは假小屋を建つらね各部分をして一伍に一人の長を置十五人に一士を添ると申様は編伍の法を以指揮せしめ外に老農を添て師とし法令を嚴にして閑地なきしめ不意に防寇の事あるは其まゝの組立を以戰場に趣かしむべし是農兵の制に倣て妻子なきが故に戰場に其勇も生しやすかるべく許多の衆を傷ふみありとも元より棄りたる民なれば平常の士民の君父妻子あるものを以虎狼の食となすに勝り可申候」

「一松前南部の兩地開くべきの御企あらは右の人数を以行届可申管又暖地より寒國へ趣とは申ながら寒中にも襤褸裸體のまゝにて饑渴を凌ぎ居候者とも故是に衣食の保護を加へ候事ならば寒國といふともすみつき可申候去ながら一度乞食と落ふれし

もの共なれば其國にすまひする民俗これと婚姻の沙汰は嫌ひ可申尤男子ばかりおびたゞしく移し候なれば婚をゆるすとも女子の配偶足り申まじく越後などの如く女中多く遊女などに賣出し候國もこれを止て彼等と配偶いたすことは望み申まじくしからば此もの共一代きりにして人民も他へ老て養はるべき子孫も有之まじく左候はゞもとの無人の境となるか又は年々あとより落ぶれ候ものをとりては遣し可申夫にては人倫全からず候間一家營して農業を専らとは仕まじく其上に却て此もの共より事を生じ騷かましく成候かやうなる新手段ははじめ創業の時施すべく長く此事をなし得べからず候大抵開地も成就いたし人民も充て海岸備かたに手届くほどに相成候はゞ其あととは右の乞子の類宿なしの類は世にあるまじき様の御政あり度奉存候しからば何を以永々民居繁昌なる様にすべきならば茲に又ひとつの御仁政の此事に合すべき事御座候夫はいかにと申に都下より東北の方貧民は子孫多きをなげき取あげ婆々などに頼みて出産の時藁の上にて道にしめ殺させ是をまびくと稱して常のことゝなしすこしも愁傷の色無之相互にかたり合申候此事奥羽最甚しく其國主よりさまゝいましめ或は金を與へ或は僧などを廻して因果をさとしなとすれども一向に其しるし無之候今こゝに死する男女兒共をたすけぞだてゝ見候はゞ男女配當大かたに平分可仕候これをおつめ遣して彼開地の人民の子孫たらしめ是等に創業のものゝ老を養はしめ候はゞはじめ艱苦せしもの共も其老をやすんずる事を得べく候扱右の赤子をまびき候を如何して相とゞめ且養育いたすべきといふに是又一手段有之候其法は其國々に於て一郡一處と申すほどに領主より養育の館を建其内に長屋ひと構で村民の妻のあらたに子あるものをかはるゝ入て一度せしめこれにも些の御手あつて乳母となし外にも手習などおしへきものを着おのゝ男女をわかち十五歳までぞだてあるくの用意を定め扱貧民の出産するものには夜中におもてをかゝへし襦袢のまゝなるに父の姓名を書ししたるを堅く封して添しめ門の中にすてさすべしをたれとしれざれば恥るものなく元より親子の情殺すと生ずる別なき事あるべからず皆々此政をよるこんで捨に參り可申候これをと入りて養育し十五歳の時はじめて右の一封を開き親子の名のり合をゆるして人倫を全からしめ夫々配偶して右の松前南部の方へ開し開地せしもの共をあとを繼しむべく此事永くすたるまじくは後々には遠き「カラフト」「エトロフ」の邊迄も人民繁富して本邦土壤の大なる清の體をあはせて大なるさまにも似より可申候蝦夷の地も家屋の制なきが故に風雪もしのぎかね松前より參り居者も冬分には歸る來り候段々教化行はれ家屋の制も行届候はゞ蝦夷等と雜居仕るとも凌ぎかたき事あるべからず候依之前文申せし棄りたる民をおつめて空地に充しめ海岸の御手當も出來候上にては此養育の館を建て殺害の事をやめしめ土壤を廣め申度候」

「一松前南部領内廣く人民乏しき所へ御仁政を以謙儀に死すべきもの罪おかせるもの寄處なきものをあつめて此兩地へきし山野を開地いたし田畑を墾樹木をうへておのゝ産業にありつかせ候迄の物入費用は彼の山手領國の諸國より出さしめ居新民

の子孫はまびきを救ひたすけしを追へに遣しとやかくして荒土不毛寂莫無人の境も一瞬の間に米穀登熟黍麻繁茂の村落うち續き可申候左候は後々には租税もおびたゞしく南部十萬石松前一萬石と申唱來り候へどもいづれ大國と相成可申候此事兩國の自力を以如此相成候事などは其賞として其儘に可賜なれ共官よりの仰として他の諸侯も助力仕候故今迄の取納に開地の租税を添て賜り候はゞ何の功なきに褒美を賜りしやうにも他の大名は存可申候是又御政道に似より可申候依之其嫌も無之北狄の堅めも手厚く衆心服し可申は右開地より出候租税の半はなりとも三分二なりとも官庫へ奉ることにていたし夫を以松前箱館南部は申やういづれ險固の要宿をみらんで鎮臺館を被相建都下よりしかるべき人物を交代してこゝを守らせつねに操練して武備怠る事なからしむべし別て松前の如き三潮の險を隔て北のかた廣大に土地つゞき別種夷人共も相從居候事故此上に數萬石の米穀を生じ積蓄餘りある上に後代いかやうなる異心をさしはさみ官命に背き奉るべき領主をるまじきにあらず只今の勢にては蝦夷等松前主ある事を知て又其上に官ある事をしりて知らざるに似申候たとひ其譯を知りたるも津輕南部の境へたに歩を入ざる夷人共耳に聞のみにてかほとに盛大なるありさまはやはか存申まじく左すれば松前主にすこしく御奉公の心得違有之候とも是を他へ移し旁いたし候はゞ蝦夷等おのれが君を奪はれし様に存一時に峰起いたす事もはかりがたく候只今の内より領内に鎮臺館を置蝦夷取あつかひの事も右館と合鉢の上金を出しならし候はゞ蝦夷共も自然と天下様と申事をよくおぼへて事ありて主を移すことありとも少しもあやしと申まじく候扱又松前居城唯今迄の地はさまで險固の地にて無之前灘また暗礁多く舟を泊する處せまく南向に大海をうち開き候間東南の風に別て濤高く岩にあたり舟と舟と打合て破壊する事大方ならず其上に陸も平廣の地まれに田畑をうち開くべき場所も無之候創業の頃にはしばらくの間假に居を占たりしものつしか其まゝになり元より不利の土地ゆへ松前主代々ことに居移さんとすれどもおびたゞしき費用も相かゝり容易ならぬ事故むなしく年月を送り來りし由に承及茲に東の方に箱館村と申處灣曲して海水を抱き其かたち一つ邊のことし其内へ船を泊すれば東南西の大風大濤にもすこしも愁なく如之土地平廣にして墾田の最上地と可相成誠に北狄の永鎮として居を占め化を敷へきの地に相聞得申候はやく此地へ居城を移し城郭を堅固壯麗に構えて近くは蝦夷共の目をおどろかし膽を挫きて伏従の心を深くせしめ遠くは赤人等に此企ある事を傳えて本邦に備有てみたりに近づくべからざる事をしらしむべし是松前一主のためにあらず天下の御ためなれば唯今の内に御加恩あり度左候はゞ愈粉骨碎身して成共國恩に報し奉るべきは必然の事に被存候右箱館の内海上に突起してしかも土地相つゞき外寇の防にもなるべき勝地有之すぐに此山を以松前主の居城と爲すか又大都會に可相成程の地を見たて根城となすかなるべく前條に段々申述る通り追々共にすぐれたる民を移してカラフトの邊人民繁富するほどに相成候はゞ此處一大繁華の大港に可相成候しかし此節即時に居城を移し可申事上より拜借の金子等に

ても無之是は中々手といき申まじく候此國元より漁獵のみを以生産と仕來り候上に人民多く相成田畑もひらけ租税も納り候様になり候は、いかほどの拜借も返し奉ること可相成殊に是迄の漁獵秋あぢ等の儀は通船の力も居兼候上に年々破損をましへ二舟の内一艘無事に着いたし候へば其損分を補ひ申ほどの儀然るに軍艦をかね候新船出來永く破壊の愁なく天下統一統に通仕事に相成候は、此國は別て利用多く漁獵はかりにても今に相倍して取納可有之然らば此節いか程廣大の物入を以居城を移し不慮の備に仕候共不日に夫をつくのふ事はたやすきことに有之候唯今迄の居城は地形南へはしり出たる處の端なるが故に東の地は箱館へ二十里餘西の方江差へ二十里餘にして其間險路言ばかりなく國中の通行甚あしき地に相見へ申候然るを箱館に城壘をいとなみ蝦夷の鎮といたし候へば西港江差と申處へも山を越しては至て近き間道も有之此道を以東西通行の要路といたし候は、四方へ合するにも今の居城より格別便利なるべしと存候策地の制に至りては極寒の地は一通り石かきなどは崩れやすく可有之候間異國の制にならつていかほどにもいたしかた可有之候東部クナシリ地方には材木石と名つけて承ありて長サ一二丈なる石あまた有之候よし密に承及候此石めづらしき石なる事もし松前主へ聞へなは舟につみ來るべきよし申付らるべし左すれば魚類をつむべき舟に大なる妨なりとて利にかしこき價人とも相互ひにつゝしみかくし候由此材木石など大船を以あまた積よせ候は、銅鐵なまり坏にてつなきかね候て確乎たる石城も相成可申候是等は天然のまゝを用るなればさまでの人力をも費さすして他邦にまさりたる城も成就可仕候扱又南部松前南地の荒野は土性あしく殊に松前は極寒の土地なればいかに勞する共田畑には相成ましと古來申傳候は大なる僻説に可有之候先南部領五戸より奥はかぎりなき廣野にてたま〜人民の居と相成居候處は澤合のごとく土地低く水なと流れ候ほとりに人家軒をならべ居候其邊を見候にやはり相應に田畑等ひらけ一家一年のくらし方位は取納め居申候わづかに其邊をはなれ候へば直に廣野人里なき處へ出申候惡土にて一向立不申とならば強て田畑はあるまじく候尤土地は夫相應のうへもの有之田にならぬははたけ畑に不相成はひの木類禿山の赤山などに松を植るが如き無用の土は無之由に承る此邊の廣野も是迄は領主の牧野に相成こゝにて飼立候馬數として千萬を以かぞへ申候世に南部駒と申ほどゆへ今俄に田畑をひらかんとせば此事に害あるやうに可存候へども是又さままたげ不可有候其譯は此邊の廣大なる二戸より野邊地までの里數大方三十里ちかきほどなる所其間を通行いたし候ても一馬も見かけざる程に御座候しからば此内の至て下々たる土性の虞をのこし牧野となし候共尙あまりあるべく候扱松前地方はきまであしき土性にも無之近年に至りては土人も畑作等いたしなれ麥大豆大根其他野菜迄も出し申候其作りかた至て龜末なることながらみのり申候田作も或はみのり或はみのらざる事あれども折ふし作り試み候者も有之候土風にて一度してならざることは幾度心を用ひて成就せしむることなくいつまでもなるまじきことに存居候事に御座候殊に土地相應なる種有て其上に寒地は寒地だけ

の手あてであること相聞へ申候すべて此國のいまだひらげざる田畑のみにても無之一國漁を以業となしながら鹽をやく事をしらず紙を製するものなく器械を作るものなく女は織る事をしらず朝夕遊樂ふけり炭薪も大木を倒して燒つくし枝葉悉く捨て用る事なくすべて節儉をしらざるを風といたし候夫故に衣服器物も他國より賣來るのみを用ひて土より出るもの無之候も他より人民移し來て開地の事成就いたし候はゞ土風もあらたまり大富國と相成領主も取納のまさるに隨て士卒も多くめしかゝへ武事の訓練も行届き永く北狄の讎たるべき事日をかけて見るべく奉存候まして此土地は要處をくひりて手あつき上にも手厚く備ふべき事專一なれば御仁政を以世にすたるべき人類は此地に移して農をならはし尙武を講し並に蝦夷等に道をおしへて風化し南部佐井大畑の邊に險のよる可きをゑらんで城郭を營み松前主は箱館へ移り鎮臺の館と並び居り南部津輕松前鼎足のかたちをなして北狄の來路を守護いたし候はゞ永くこゝにかへりみるの愛あるべからず」

「只今迄のごとくにては一處の侵掠をも防ぎとめかね可申片時もはやく富國強兵のことを専らとして外寇の來るもさまで憂るに足らぬ程に仕度しかし富國は金銀珠玉にあまりあることにあらず國々倉廩に米穀みち／＼て數年の蓄あつて凶年にも防寇にも事かくまじきやうに致し度強兵は大勇力士のみをすくり揃置事にあらず水陸の操練を専らにして器械の法用にくわしく強弱相混じてともに一軍の強となるべき様に仕度實に外寇は天下の寇にして一人一國の寇にあらず候間天下の人の智力をつくさせ器械のたくみ練習の妙も日にまして是を奏するに相成候様尙又富國の事に於て先哲もあまた心を相用書にも筆し世人もよく是を存居候得共時の勢ひにて俄にあらためがたき事も可有之防寇の事もいまにはじめ議論に御座候得とも近年に至り蠻船あつとを接し蠻夫蠶食のきさしをほししまゝに仕候事故恐懼の心やみかたくわづかに富國強兵の一斑を窺ひし處ばかりを筆記仕候」 寛政九丁己秋九月

と。彼の所論中富國とは金銀珠玉の裕なるを意味するに非ずして國に米穀の蓄積あつて凶年防寇に憂なきを謂ふとは享保十四年太宰春臺が其著「經濟錄」中に「天下を治むるに穀を貴び貨を賤むるは古の善政也。一日も無くしては叶はぬ物也。貨は金銀也。金銀は勝れたる寶と人毎に思へども飢たるとき金銀を嚙では腹充たず一粥を啜れば死を免がる」と論斷せしことに脈絡無きやが想到せられ、箱館を以て郡城地とすべしとは天明元年松前廣長が「松前志卷之二」に此地は一方のみの通路なれば其東部「邊幾利知」を以て無雙の城地と云ひしとは聊か其見解を異にするが此邊の曠野を以て墾田の最上地と主張し、其開墾者に我國本土の基本的庶民ならざる即ち特殊の者を以

て之に當てしむ可しとしたるは後の農耕展開實施に徴し注目せらる可き事柄であると思ふ。

降て同十年頃に至れば「蝦夷地見聞録」の著者は曰ふ。蝦夷嶋は一帶に山國なるが石狩より宗谷へかけ沃野あり、百萬石の田畑適地なりと雖海路との連絡に不便なれば日用品を得るに輸送上困難なれば例ひ藩命を以て農民を移すとするも一旦は一・二箇村を見ることあらんも永續することは難かる可く又遂には漁人に化し行かるべきか。

松前四十里の在々粟稗野菜又處により麥作すれども皆漁業の際に片手間の業に爲し、栽培技術も無ければ施肥も無きが故寒地とは稱し乍ら結實優れざるも道理と云ふ可し。而して又他方松前の用米は南部・津輕・越後よりの

廻米にして其價格凡を四斗入壹俵砂金五匁より五匁三分に砂金壹匁は錢六百文替壹俵に付き丁錢三貫五六百文に付て高價なるものを得ること

ははいへ、漁獲さへ有れば例ひ雜穀は不作するもさのみ憂へず、自然と畑作の疎んぜらるゝもまた人情なりと云

ふ可しとて耕作適地は廣大なるものを包擁すと雖漁利の壓倒と移入米の便交通の不便や栽培技術の缺乏に基く此

地農業の不發展の理由を述べ、然りと雖往時漁業盛なりし頃は農耕もせざりしが近年に至りては不漁となりしが

故に漸次畑作も爲すやうになりしと云ふが、元來土地に食物なく他國の食を當にするといふことは深慮なき事柄

にして、一朝北國の飢饉や難波の爲移入杜絶すること無きを保せざらん。斯かる危険を思へども舊弊容易に改め

難し。要するに畑作を以て夫食とするは全く不可能と云ふにも非ず、結局は指導者に其人を得るに在りとしてゐ

る。即ち同書に曰く、

蝦夷地の儀は先南北へ長く東西短きかた也其形屈曲してあれはいづれを縱何れを横とも定めかたし、偏に一嶋にして松前家の居處より奥蝦夷地に至るまで山ならざるはなし、松前より七八十里西へ至り石狩川の邊より北は平地勝なれども山なきにあらず山あれども海岸を隔つる事遠く低くして平地なれば也石狩より海岸五六里もゆけばまた山つゞきなれども、夫より亦海岸多し、宗谷より北浦へかけ東へ廻れば又重嶺峩々として然も通路難しかく山續の場處に通右の平地あれば見る人驚嘆して田畑に附きなば百萬石の田地にも成へしなど種々の臆説有之とも一眛海中の一島なれば耕作の地になるまじきにはあらねども容易には成がたし先第一には人里より數里を隔右の土地へ引移り耕作すべき農人なるべき事難したとへ嚴命を以一二箇

村は建とも船路のみにして道路なければ凡波荒き時は通路止み其上耕作は出来て飢は凌ぐとも朝暮諸用に差支れば一旦は嚴命に服するとも其身にとりて不便利なれば永續きする事難かるべし又ひとつには耕作の産は千辛萬苦すれども其功薄く漁業は日々に成て金銀を得るの功を見れば人情止事なければ遂には漁人に化せられて漁人とはならんか。

松前より東西三四十里の内在々は粟稗野菜其外所により麥を植付る處もあれど漁業の際に蒔付れば夫食の足しにも成難し、其出来方もかひなく尤漁業おもの場所なれば片手間業の作方不案内にして土こなしもなく肥を用る事もなく寒地とはいひながら出来方の劣るも理なり、以前漁業の盛なる節は野菜も作らざりしが近年不漁に成し故追々畑作もするよし也松前在々まで夫食は米を用米は南部津輕越後邊より相廻り升目も色々不同あれども凡四斗入壹俵砂金五匁より五匁貳三分位迄也砂金壹匁は錢六匁に代り壹俵に付丁錢三貫五六匁位也米の價も高けれども漁業さへあれは高價の米をもとめて食へとも憂なきゆゑたとへば雜穀は不作すともさのみにおもはず自然と畑作は疎に成也此段松前地に限らず漁場の耕作に怠る事は何國にも有事にて人情かはる事なし止事を得ざる也然るとも外より論ずれば土地に食物なく他國の食を當にする事は無遠慮事にて萬一奥筋北國筋飢饉か或は海上の事なれば凡波荒く難波船有まじきにもあらず其國に食物なき事は不心掛第一の事なれども舊弊改難しされと此儀は教をも施しなば畑作を以て夫食にする事は成就すまじきにもあざれども其人にあらざれば教は施されまじきなり、蝦夷地の儀は都て山勝なるうち前後別て山多中央に至り西は石狩より宗谷まで平地多く東はユウフツより松前の方打開き平地多し。

と。即ち此所論に於いては石狩大平野・勇拂平野開墾の有望適地なることを指摘してゐるが同地農業開發論は之を以て嚆矢とするであらう。又奥地に廣大なる耕作適地有りと雖日用品輸送の不便より永住者無きに至らん。従つて之が蝦夷地開墾の一障礙たる可しと觀しは此直後享和元年頃の「東夷周覽」の著者藤知文の知行主が場所に居住し難き理由の見解と同一にして知文に先立ち一矢を放ちて居ること、又當時世に於いて畑作を夫食にする事は必ずしも不可能なるに非ざれども要は其教導の人を得るに在りと觀しは共に注目す可き事であると思ふ。

最後に本多利明は寛政末期と思はれる「異國話」に曰ふ、

「蝦夷土地開發成就して良國と可成事」すべて庶人のおもはく、蝦夷の土地は雲霧深くして濕地なれば、住馴れざる日本人抔は中々以て住居難成土地也。假令おして住居するとも五穀も生ぜざれば食物乏しく、因て忽ち飢に及ばん。殊更に濕氣

を受、病を發して廢人と成べし。亦往古より日本の農民度々渡海して、耕作種々蒔植仕付等して試たる事有といへども、終に稔りし例なし。依て今に至りても開發せざるべし。(略)天下萬邦各南北兩極出地凡そ二十三度計りより六十二三度に距りても、四季有て、百葉百穀出產して人民の住居又大小同異なり、然るに蝦夷土地に限りて、霧至て深く濕地成べき筈なきに如何となればはやく云へば土地に人民乏敷して、耕作の地面なきゆへ、山岳曠野悉く大樹或は柴草繁茂せし故是に覆はれ地面の蔭令の濕氣、太陽の溫熱の乾氣、各霄壤に昇降せず、地面に屯鬱するゆへ、雲霧悉く大地を蔽ふ。(中略)此地面を覆ふ所の雲霧を悉く逐ひ拂ひ、霄高く押し揚當の雲となる大計策は其最初は仁政よりはじむ。御料私領寺社領に毎年死刑に行ふべき罪人を悉く助命せしめ、左遷の士をも、俱に蝦夷土地に送り遣はし、是に監副の明を加へて守護せしめ、能々蝦夷の土人を教育せしめ(中略)於此江州の流水を招き山岳の溪水を導き或は井を堀溝を穿ち、用水の流行等の便宜を量りて田畑を墾耕して百穀を蒔、農業を爲さしめば終に良田畑と成事懽なり、依之鍛冶木匠を始に遣はし、諸職人も追々遣はし、家宅器財等の製作あるべし。依之銅鐵早速に入用有べし。(古事類苑 地部二 收録)

第二期

本期に出現せし意見の全貌は前期の本嶋農業開發の必要論に對する必要性は既に公認濟的下火の貌となり今は唯一路此前提の下に於ける實行方法を論じたるの時期と觀る可きである。而も主として幕府の施政方針に含まるゝものにして即ち前期に於ける天下の輿論と堪えざる外寇事件、幕府財政の逼迫とは遂に本嶋松前藩の直轄より幕府直轄へと交替せしむるに至り、爰に幕府としての本嶋大經營策も案出せらるゝに至りしものである。

先づ幕府は寛政十年十二月書院番頭松平信濃守忠明・翌十一年一月勘定奉行石川左近將監思房・目付羽太庄左衛門正養まさやす・使番大河内善兵衛政壽・勘定吟味役三橋藤右衛門成方の五名に蝦夷地取締御用掛を命じ東奥蝦夷地並に屬嶋を當分幕府の用地とし、開國の趣旨を以て蝦夷を撫綏畫策する所あらしめた。即ち此五人へ申渡せし蝦夷地上知の趣意書たる「蝦夷地御用掛を_二抑渡_一候書付」に「蝦夷人教育の議は始風俗を替候儀並交易の趣法迄も存寄に任せ一體開國の御趣意を含み服従いたし候儀第一に可被心得候右御用の儀は深き御趣意にて云々」とあれば先づ第一に幕府の主旨は「開國」と云ふ所に重點を置きしことは明瞭である。爰に於いて忠明以下の五有司相議し之を上りしに老中等反覆査問の結果之を容れ同年二月十日其下命あり。之は「蝦夷地御用趣意支配向え被

申渡候書取」と題せる蝦夷地經營策の大本にして此中には蝦夷に對し利益を謀らず専ら彼等の撫育を主眼とすべき事を擧げ又其總體的結論としては開國基本を以て趣旨とすべきものとしてゐるが、此中蝦夷耕作の奨勵としては急を執らず「漸」を以てし、先づ穀食を以て生命が維持さる可き事より穀類は肉類よりも尊き所以を諭すべき事、さすれば農業を實行する上にも進捗すべしとしてゐる。即ち曰く

一 ……今度の御趣意曾以御益を謀り候儀は無之候間其所に目をつけず、只々蝦夷人共潤ひ候儀專要の目當にいたし取計可申事

一 往は耕作の道を教へ、穀食を以命をつなぎ候事覺させ漸々國法の風儀に馴候様、教育可致事、但耕作の道とても成べきたけ遅々肉食に遠ざかり、穀食を仕習候様教込、穀類は肉食よりも尊き物と申譯を得道可致置候左候へば追而農事を施し候節格別進み方も宜しく成功抄行可申候此段兼而相合可取扱候

右の外……十分力を盡し、一體開國の御趣意を基本に致し……粉骨を盡さるべき事に候

と。此大方針に従ひ着々施設に好成绩を擧げたりと雖尙往々にして蝦夷風俗を更むるに急に於て却つて夷情を傷つけんやの嫌なきにしも非ざるを以て幕府は更に徐々に其成果を收むるの方針を採るべきものとし享和二年三月蝦夷奉行納戸頭取格戸川筑前守安論・目付羽太安藝守正養の兩名に命じ蝦夷へ出發する屬僚に耕作は和人限りとし、之を蝦夷に勸奨せざるべきことを諭達した。即ち「戌年出立の支配向え申渡候書付」に曰く左の如し。

蝦夷人共風俗を替候儀等願之上之事とは乍申、此方よりおのづから願候様仕向候趣坏も候ては以之外不宜候……。

一 耕作之儀此方より參居候者共、在住之場所え相應に仕附、此方之人に限り農業等致し候儀は不苦候然共場所離れ候處え田畑を扱候事は何之上たるべく候。蝦夷人え申勸耕作爲、致候事は勿論先用に可仕候

尙私が去る昭和九年六月法經會例會にて本道屯田兵の嚆矢を成したりと發表せし、武州八王子千人頭原半左衛門が寛政十一年三月部下同心の子弟厄介の者約百名を伴ひ蝦夷地に赴き農兵に従事せんと請願せし時の「八王子千人頭原半左衛門願立候書付」なるものあれども此處には之を省略する（北海道史 第一頁）

第三期

其後本嶋農業開發意見に就きては暫く之を見ず唯後松前藩直轄時代天保十年春より其思ふ所を記したりといふ徳川齊昭の蝦夷地經營案として「北方未來考」と名付けたるものあり。之に依れば農作・植樹・牛馬・鑛山等にも説き及ぼし財源に就きては初め五箇年間幕府より金壹萬五千兩の下附を請ひ武備の費を補ふべしと。固より机上の考案に過ぎざる可し。然るに其後安政以降となるや再び其聲を見るに至つた。即ち之れ本期である。本期に於ける本嶋農業開發論の全貌的特徴は先づ國防上よりの諸方策中に此見解が挿入せられる、ことに出發し、漸次専ら其開發方法のみに主眼が注がれるの傾向に終りしと觀察される。これ本期に近づくや愈々外國船の沿海に出沒するもの次第に増加し對外事件頻繁となるにより國防が立前となるより出發せらるゝは當然にして既に國防上にての必要なる趣旨が公認せらるれば次は之を主張することの時期は去つて其言行方法に主眼が移行することは第一期より第二期へと移行せしと同然にして本期は恰も此兩期を兼ねたる如きの觀がある。然し其内容に至つては固より相異なるは勿論である。以下順を遂ふて之を觀察すべし。

防備を立前としての諸方策中に於ける農業開發意見

之に屬するものに「松前並蝦夷地惣躰見分仕候見込之趣大意申上候書付」あり。これ安政元年九月「蝦夷大嶋」全嶋防備を立前としての諸方策に關する箱館奉行堀利熙及村垣範正兩人の松前蝦夷地視察の結果として復命せる大意見書にして松前警備整ふと雖廣大なる本蝦夷地の防備完からず、本蝦夷地の廣袤九州四國を合せし程なる事・良材巨木・未開の鑛物・漁利の莫大なる事・場所請負制の弊(對)と蝦夷の幕領時代追懐・外國船の渡來・松前藩防備の微弱と蝦夷外國人の誑誘に靡かんやの虞ある事・蝦夷地諸藩分轄は日用品輸送困難を初め可なり、宜く幕府の直轄たる可し、經營費の獨立・土風の堅實・松前家の處分等と共に農業に對しては、和入地並蝦夷地農作物の適否・東西兩海岸の地味・屯田兵制の建設・土族移入の二大利益等を開陳に及ぶ大論策書である。今此中以上農業に關するものゝみを摘録すれば次の如くである。

「米穀等迄盡く出来、都下傳聞仕候峻嶺巨嶽のみにて、人の住居可致地も無之、或は氣候濕地に而、諸業ともに不相熟などは掛隔の相違に有之、乍去一體、湖陰沍寒之地に而蝦夷境に入候ては時候宜敷場所にて、三四月頃より九月迄ならでは萬物生育可仕時節無之(略)半箇年之光陰に諸草木に到迄生熟結果仕候儀故、實入秋收之處は、中々内地諸州等に比例難仕候得共大凡之處、奥羽・越後邊同様の地味に有之、一體全州の形勢地理を通考仕候得ば、北方二三分通は曠漠之野のみにて、陽氣薄く野菜丈は可也生育仕候得ども、穀物等の種藝は難相成」云々。「西海岸イシカリよりマシケ・トマ、イ邊迄(イシカリよりトマ、イ邊凡四十里)稍同様の地勢にて、口蝦夷に一等を譲り候得共夏作・粟・稗迄は随分可相熟由に有之、ハホロの山脈を経て、全く北に向ひ候テシホ邊よりソウヤ元懸、北海岸通シヤリ迄は燕菜・大根杯も出来候得ども草木ともに繁茂不仕多くは禿山曠野にて、東寄の方は山遠くして砂地池沼多く、冬分は都て氷海に相成、彼是少々宛之異同は有之候得共諸穀可熟地味に無之(テシホよりソウヤ迄凡二十一里二十四町、ソウヤよりシヤリ迄七十七里十二町都合凡九十九里の間同様の地味に御座候、東海岸サルルよりアツケシを経てシベツに至迄前文イシカリよりトマイ迄の場所々々稍同様の地味にて諸菜は可成出来候得共諸穀實入は六箇敷土地柄と見請申候(サルルよりシベツ迄九十九里三十四町)乍去イシカリよりソウヤ迄之間草原平地多く牧牛馬場には尤可然地勢、其餘モンベツ邊よりシヤリ迄之間盡く草原砂地田畑には不相成候得共右牧畜之場に相用可然」「残り三四方(前記北方二三分の残り七八分中)之處全く山懷ろに相成或は川縁に沿ひ候て人力を用ひず自然に田畑阡陌の形をなし、所々用水之便利も有之諸穀諸菜ともに生熟仕候地味に御座候」「西海岸はクトウよりヲタルナイ迄(里數凡六十二里二丁)東はヤムクシナイよりシヤマニ迄(里數凡七十五里)五穀ともに培養次第生熟可仕地味にて就中東ヤムクシナイよりウス、アフタを経てモロラン迄は箱館と同様の地味に有之(里數凡二十五里十七丁餘)西はクトウよりイハナイ迄は松前と同様に(凡三十四里十四丁)何れも奥羽・越後邊同様の地味にて南部領北寄海岸杯より地味は相勝り可申由承及申候」「幾重にも此地限之出高を以御勘定相立候様御仕法御定有之、御成功之所手間取れ候得共先づ周海の漁利を以取賄、屯田農兵の遺制に倣ひ夫々耕地により新田開墾產物取立方に手を盡し候はゞ急度御成算可有之と見込罷在候右は強ち利盛を眼前に計り速效を銜ひ、御藏入之多寡を以て目論見候次第には毛頭無御座只々此地の出ものを以て此地丈の取賄に足り、永久内地の御經費に不相成候得は重疊の儀と御見据可被爲在」「萬石以上の儀は家々見込も可有之か、萬石以下の御直參の面々は何れも御膝本住居仕……風霜艱苦……實地の處當不申候故前文の通り蝦夷地追々御開相成内願の者共御移夫々御仕立相成候には最上の御場所にて一つには内地御宛行を費し候ものを相減一廉御用立べきものに御仕立……二つには内地の御入用を費さず、外國接壤御手廣の御兵備嚴重に相立候儀にて永久の御利益……追々右のもの共多人數土着小身

之もの迄農兵を養ひ、譜代之もの出來候得ば莫大之人數にも可相成

とし「右等の儀通考仕候處只是迄不毛荒蕪に委し度外に被置候御場所より内地の財源を費さず夫々御成功相成候上は假令別段御藏入等は無之とも莫大の御益に可有御座、若又因循の姿に被爲委御捨置相成候はゞ(略)已に箱館地に於て(略)追々境内の事情被相探、萬國に傳播仕候はゞ英佛初め百蕃相競ひ南洲豪斯多辣里等の間地同様に見透し如何様の巧計を生じ可申も難計云々」と。

次に「北門私議」あり。之は安政元年堀織部利熙に従ひ蝦夷地を巡察せし横井豊山が露西亞が我に對する三攻略策即ち蝦夷本島の攻略・樺太嶋の占據嶋夷懷柔・山丹樺太占據と嶋夷懷柔を豫想し之に對處せんとして先づ第一を畜産寒地に堪ふる牛馬の放牧、第二を漁類、第三を石炭、第四を材木(鐵物は未知に付不論)とするも例ひ費用は多額を要するも先づ國家永世の利としては田畑開墾を以て以上の先務と爲す可し、農業移民には諸説ある可しと雖元來肉食寒氣に堪ふる穢多を以て適當とすとて同書内容を開墾第一・牧畜第二・漁獵第三・石炭第四・材木第五・五金第六・堅艦第七・海岸防禦第八とし論議し居るが今第一及第二につき摘録せんに次の如くである。

開墾第一 古人云知天之天者興不知天之天者亡ト蓋シ天ハ萬物ヲ生々スルヲ以テ心トスル故スヘテ我ヲ養ヒ育ル者ヲ措シテ天ト謂フナリ、子ハ親ヲ天トシ婦ハ夫ヲ天トスルニテ可見也夫レ天下國家ノ主タル者ハ天下ノ百姓ヲ治メテ稼穡ヲツトメシメ其貢稅ヲ以テ自ラ給ス、故ニ天下國家ノ主ハ百姓ヲ以テ天ト爲ス百姓ハ一歲登ラサレハ飢餓ニ及フ故ニ食ヲ以テ天ト爲スト云ヘリ、所謂知天之天トハ百姓ヲ世話シテ稼穡ヲ勉メサスヲ謂フナリ、熟々按スルニ蝦夷松前ノ地漁獵ノ利盛ナルユエ松前ノ臣手ヲ拱シテ其莫大ノ漁稅ヲ收メ今日ヲ過クルニテ周廻五六百里ノ天府ヲ棄テ荒蕪ノ土ト爲セリ、天地生々ノ意ニ背ケル事甚シ故ニ當今ノ計ハ内地ヨリ人ヲ移シ土地ヲ開墾スル事是第一ノ急務ナリ請フ試ニ其措置ノ大略ヲ言シ先ツ奉行代官ヲ置キ何郡何村ト定メ百姓五軒ヲ一組トシ其内一人ヲ組頭ト定メ凡吉凶疾病何事ニヨラス互ニ相扶助シ過失アラハ互ニ教導救正シ公儀ノ掟ヲ守ルヘシ若シ一人法ヲ犯ス事アラハ五人同罪ニ處スト定ムヘシ大抵其土地ニ應シ或ハ二十五軒ヲ一村トシ名主ヲ置キ或ハ五十軒或ハ七十軒或ハ百軒ヨリ百五十軒二百軒ト區別シ田地ハ開キ次第遺名地ニ成シ下サルヘキナリ掎テ開墾セント思フ年ノ正月ヨリ人民ヲ差シ下シ其方角々々ハ在付カセ二月四月ト働キナハ四月ノ末五月ノ初ニ播種スル夏作ユエ地所

ニ因リ功力ノ難易ハ有ルヘケレトモ大抵一人ニテ四五反宛ハ開キテ其年根付成ルヘキナリ、固ヨリ速ナラン事ヲ欲スルニハ非レトモ是迄不毛ノ地トノミ心得居ケル故凡民ノ情ニテハ必癡ヲ免レヌ是ヲ以テ下手ノ初ハ最モ意ヲ用ユヘキナリ、先ツ初年ハ稗蕎麥赤小豆大豆ニ宜カルヘシ成熟ハ其年ノ雨暘豊凶ニモ由ルヘキ事ナレトモ略ホ一反ニ七八斗一石必收實アルヘシ、凡ソノ情ハ慾ト共ニ力メ稼ク者ユエ三年目ハ一人ニテ一町餘ノ遺名地ヲ持チ一廉ノ生産ヲ成スヘシ、サスレハ上ノ御育ニ預ル事一兩年ノ間ナリ尤一人ニ付日米一升ノ宛飼ニテ一年ニ積リ人數一萬人ニテ九萬俵ハカリナリ、多分ノ費ニテハアレトモ兩夷地漁稅六七萬兩ヨリ下ルマシケレハ必凡百ノ失費ヲ辨シテ餘裕アルヘシ、右一萬ノ人數ヲ配リ或ハ大工木挽或ハ炭燒或ハ石炭掘或ハ椎茸作り或ハ金堀或ハ獸獵漁獲ト得手好ミニ應シ在付ケ如此御世話アラハ其年ヨリ利潤ノ出來ル事モ亦夥シカルヘシ予蝦夷地東西岸ヲ經歷セシニ思ノ外陽氣ヲ能ク受ケ六月七月八月ハ暖氣十分ナリ關東ニテ早熟スル白川ト呼フ早稻ナレハ必ス登熟疑ヒ無カルヘシ既ニ八月十九日ニ大野村ヲ通行ノ時予稻田ノ中ニ分ケ入り審カニ成熟ヲ視シニ三百坪ニ一石内外ノ收實ナラント見積リ農夫ヲ呼ンテ問糺セシニ果シテ鹽定誤ラサリキ、因テ糞賦ヲ用ルノ多少ヲ問ヒシニ僅ニ馬ノ敷キ草ナトヲ入ルハカリナリ中土ノ良田ト雖モサホドノ肥糞ニテハ年々ニ地力衰ヘテ一石内外ノ西成ヲ免レヌ畢竟松前家ニテ勸農ノ政ナキ故最初アラキノ餘習ニ染漬シ地力ヲ滋養スルノ道ヲ知ラサルナリアラキノ事ハ最上徳内ノ蝦夷志ニ悉ク見ヘタリアラキトハ新起ノ義ニテ新タニ野原ヲ墾開スル事ナリ土地新シキ故土膏多クシテ作物ヨク長茂スルナリ、然トモ糞賦ヲ用ヒサルユエ翌年ハ土膏耗テ出來劣ル因テ翌年ハ又新ニ他處ヲ墾開スル事最初松前民俗ノ風習ナリ當今ニテモ東海岸ノ蝦夷人ハ尙アラキ作ナリ、扱テ稻ハ良穀ナレトモ人力糞賦並至リ雨暘ハサレハ豊登ヲ得難シ蝦夷地ニ於テハ稻ノ事ハ姑ク之ヲ置キ其餘雜穀ヲ播種スルニ利アリ予今敏徳ニ實驗セシハ梁稗蕎麥大豆小豆荳蔻大根蕃瓜胡瓜ノ類ニ至ル迄悉ク能ク生セリ既ニ北蝦夷地久春古丹ハ勿論エンルモコマフハ纏度四十七度餘ノ地ナレトモ蕪菁大根及豆類美シク生セリ、ホロトマリ番屋ノ前ニハ番人共カラシ種ヲ行成ニ蒔散ラセシカ七月十五日通行ノ節ヨク花咲キ且ツ實レリ況四十三四度ノ蝦夷地ニ於テ決シテ疑フ可キニ非ス且ツ北地ハ人皆肉食勝チナレハ雜穀蔬菜ヲ食スル事最モ養生ニ叶ヘリ就中大根赤小豆ノ類ハ魚毒水毒ヲ解ス者ニテ今般御遣ノ人數ノ中ニモ右ノ兩種ニテ病ヲ免レシ者多シ予初メ西海岸某ノ地ヲ過キシ時役夫ニ物語リ赤小豆ニ南瓜ト雜穀ノ粉ヲ團子ニシテ入レ煮食スヘシ賤シキ食物ナレトモ甚タ佳キ物ナル由教ヘシカハ其者大ニ感悅セリ

牧畜第二 天下ノ形勢有定而天下ノ變無窮故ニ人其無窮ノ變ニ應スル事固ヨリ一定ノ方アル事莫シ兵事ニ至リテハ最モ思フ精クシ機ヲ研カサル可ラス方略器械ノ生熟疎密ニテ勝敗存亡ノ機立トコロニ見ハル慎マサル可ケンヤ近世西洋諸國ニテ發砲航海ノ術精巧ナル事殆ト其妙ヲ極ムト謂フ可シ是レ古今兵制ノ一大變ナリ

本邦甲越諸流ノ軍制固ヨリ精矣然レトモ洋虜ト爭戰スルニ至テハ軍勢器械モ亦一變セサル可ラス於是乎皮革ノ用其レ廣矣皮革ハ牛馬ノ善キニ如ク者ナシ且牛馬ハ人ヲ乘セ糴ヲ運フ軍用ノ最モ切ナル者ナリ但内地諸國ニ牧畜ノ場少キ故日薩奧總馬ヲ出セトモ甚タ不足ニテ價直大ニ貴シ少ク乗ヨキ馬ハ二十金以上ナリ如此カ故ニ少身ノ士ハ牛馬ヲ持ツ事難シ萬一事有ルノ日ハ農馬ヲ借り用ル外ナシ甚タ不覺悟ノ至ナリ予此節經歷セシ蝦夷地ニ西海岸ハトマ、キヨリソウヤニ至リ北ハシヤリ通リシヘツニ至ル迄平原曠野渺乎無根水草殊ニ美シク牛馬ヲ牧畜スルニ屈竟ノ地ナリ先ツ其内最モ宜キ場所ヲ見立テ處々ニ小村落ヲ起サシメ穢多蝦夷人ノ牛馬ヲ扱ヒ馴レタル者ニ掌ラシムヘシ、是亦前ニ言シ伍々法ニテ村年寄頭役ヲ立テ弓砲ヲ許シ獸獵ヲサセ或ハ熊皮若干枚ヲ年々出スヘシト課セ付ケナハ牛馬ノ害ヲ除ン爲メ日々山野ヲ驅ケ廻リ熊獵豺鹿ヲ驅リ立肉ハ食ト爲リ皮ハ貢ト爲ラン貢スル所ノ皮ニテ最初失費ノ利息十分ニ相當スヘシ二十年ニモ至ル比ヒハ牛馬ノ繁殖谷ヲ以テ量ルヘシ此國家ノ大利益武備ノ大有用一日モ忽ニス可ラス或ハ烈寒ニ堪ヘス殖シカタキヲ以テ難スル者アラン是レ理ニ暗キ人ノ言ナリ牛馬ハ山野ニ生長スレハ素ト藥鹿同一獸類ナリ但人ニ馴服シ易キヲ以テ古ノ聖人服養シテ之ヲ用ニ施スナリ唐太鳥ニテトナカイリクリンカモイヲ山ニ捕ヘ飼置役使スルモ何ソ異ナランヤ、且異國五十餘度ノ地ニテモ牛馬ハ繁殖スル山ナレハ何ソ獨リ蝦夷地ニ至リテ之ヲ疑ンヤ又説ヲ爲ス者アラン寒地ニ生長スル牛ハ猛クシテ制シ難シト夫レ蝦夷人ハ熊ヲ捕ルノ勇氣ヲ以テ牛馬ヲ視ル事譬ハ猶ホ犬豚ノコトキナリ、東海岸ニテ夷人ノ馬ヲ御スルヲ以テ可見也ワツカ五六尺ノ繩一條ヲ以テ鞍勒ヲ施サ、ル馬ニ行キ成リ飛掛リ鬚ヲ握ミ其背ニ打乘リ背上ヨリ黒口ヲ執リ繩ヲ銜勒ニ當テ山阪ノ險モ畏レス自由自在ニ乘ルナリ如何ナル生馬ト雖モ皆此ノ如シ牛ハ馬ヨリモ却テ人ニハ柔順ナル性ノ者ユエ決シテ御シ難キノ患ナシ東岸ユウブツ邊ニ畜フ所ノ牛ヲ觀ルニ至テ順良ニテ夷民共鼻繩ヲモ用ヒス使ヒ居ルナリ説者ノ言弗思ノ甚ト謂フ可シ

次は「安政度蝦夷地經營始末」(一名「蝦夷地御」)である。之は北方警固を立前として蝦夷地上知をせしめし「後

幕府直轄時代」箱館奉行が安政元年頃より文久二年頃に亘りて開墾・牧馬・産物會所・鑛礦業・養蠶・植林・藥草・製紙・防寇等に關し蝦夷地開拓施政の大略を上申したる調書である。此中「地方並開墾筋之事」の項を探りて之を見るときば貢租・食糧自給・防風林等に關するものあり、防風林の如き特に此時代としては注目に値す可し。貢租に關しては箱館在在中大野村以下藤山迄十箇村は田畑、龜田村以下小安迄の十六箇村は畑あり、田方は「反別」、畑方は「坪數」を稱し居るも固より反別帳とて存するには非ず。田方合して百十六町九反五畝を有すと

雖連年不熟にして以來免租たり。尤も安政二年の作況は江戸近在にも優りて良好なりしを以てすれば、徵貢亦然る可しと思へども、兎角現下は空地荒蕪地開墾勸説の折柄にても在り御料初年よりの農作收稅方は開墾の念も薄らぎ易く且又此村々は蝦夷地往來に付諸役もあれば徵貢容易ならず、尤も之が決定のこと幕府直轄初頭として第一の要件たるには相違無しとするも先づ差免の見込、差免の上は詮方も無きが若し來る辰(安政)年にして作柄良好なるを得ば篤と取立方考慮すべき様の命なるを以て之を調査せし所、箱館在は一體に海岸村居を主とし男女蝦夷地出稼を專とし、殘る老幼のみが漁事の片手間僅に農業に従ふのみ。而して彼等は日用品を日本本地の移入に恃み一時の漁利を目して農耕を辛苦の業なりとして嫌忌せんとするの傾向なるを以て、斯かる弊風を改めしめ嶋民は宜く嶋産の物を以て之を辨用す可きものなる事を諭さんとするの折柄、畑方は從來の如く十坪に付鑿三文宛たるべきも田方は俄の檢地檢見取は人氣を削ぐ懼あるを以て日本本地上知取扱の例に倣はず浦方、村柄盛衰作況の狀情相酌量し吟味の上前記反別百十六町九反五畝の取米七十一石八斗一升六合に取箇を定め安政三年より三年間定取米を命じ漸次檢地所定の稅法に進めんと、即ち曰く、

箱館町並同所附在々六ヶ場所四拾三ヶ村西在八ヶ村共元來檢地無之場所ニ而家役四半敷役と唱候家別之納物有之其餘はいづれも漁場運上小物成等納來行候儀に有之ニ箱館在く内大野村千代田郷一本木郷本郷一之渡村文月村濁川村中之郷峠下村藤山郷都合拾ヶ村は田畑有之龜田村有川村戸切地村三ツ谷村泉澤村札朮村下湯之川村上湯之川村錢龜澤村石崎村銀治村上山村赤川村七重村大川村小安村都合拾ヶ村は皆畑村ニ而田方は反別畑方は坪數之唱ニ而素より反別帳等も無之右田方合反別百拾六町九反五畝ト有之候處打續不熟ニ付租稅差許置候旨安政二卯年松前伊豆守家來より申送有之候ニ付同年秋作柄見分仕候處江戸近在ニも不劣程之實法方ニは候へども兼而空原荒蕪之地開發申諭候折柄適く農作御料初年より租稅納方爲致候而は開作之念も薄く相成可申哉且右村ニは蝦夷地江之馬繼場又は人馬助合相勤候儀ニ而蝦夷地請取として罷越候役く並御固家來等通行多差向臨時之役をも相勤候儀ニ付同年は私領仕來之儘田地役差許畑方四拾六萬貳千八百四拾九坪は拾坪付鑿壹文ツ、此錢百三拾八貫八百五拾九文取立來候ニ付私領引付之儘爲相納其段申上候處租稅之儀不容易儀御料所初發第一取極可然候得共最早差免候上は致方も無之候間來辰年之儀は作柄次第篤と勘辦可取斗旨被仰渡候ニ付取調候處一鉢重く海岸ニ村居をなし漁師

ども多く山附野方村之者共は蝦夷地漁業出稼而己を専ら心掛漁隙農事相營中ニは男女とも遠方へ致出稼相殘候老人子供而己作方致し春耕秋收之辛苦をいと一時之利益を相好米穀鹽噌等都而他國之入舟を相待候幣風故右を相改土地生産を以日用を辨候農民之冥利等第一ニ相諭候折柄内地御料之定法ニ引付取扱候へ、窮屈ニ存忽開空之方を捨漁業而已ニ奔可申文化度御料之節は地味之厚薄ニ不拘田方は壹反歩之役錢百八拾文畑方は同九拾文定ニ有之候處私領戻ニ相成候後は前書田方は免除畑方而已役錢取立候趣ニ而近年政開作未役錢無之地所も相見素ニ檢地租稅等之法も無之御作場同様之仕來ニ付改而等入致し町歩相改是迄之五ヶ年平均をも見合租稅之強弱取極可申處從來自儘ニ致耕作候小民俄ニ檢地仕候へ、人氣不穩儀も可有之哉掛念仕候間檢地は不仕唱來候反別を以畑方は拾坪ニ付總三文ツ、之儘居置田方は檢見取御取箇附致し當然ニ候得共反別其儘差置候上は田毎ニ廣狹可有之檢見取致候逆事實相當も仕間敷哉ニ付内地私領上知取扱方を離れ浦附里方村柄等之盛衰勘辨仕豊凶見平均反取吟味之上田反別百拾六町九反五畝此取米七拾壹石八斗壹升六合ニ御取箇相定先ツ同三辰より午迄三ヶ年之間定取米納申付尤格別之違作有之候へ、檢見仕候積追ニ教諭差加兩三年相立村役人共始御料之定法相辨居合候上田畑屋敷小物成之場所迄悉致檢地永世之反別取箇改而御取極辻取調候様仕度

と。又田畑共に作物の生立は宜敷も夏秋の間ヤマセと稱して東南風ありて諸作悉く枯凋、秋末稻の結實期に當り霜害あれば植林せば人家の増加と共に此弊を薄らぎ得んと。

田畑とも作物生立方は宜候得共夏秋の間やませと唱候東南風吹募候へば諸作悉く枯凋其上秋末ニ至稻草實入最中早霜下り青立ニ相成農熟致兼候年柄も有之右は曠野多く風雨強き土地ニ付樹木を仕立民屋引移風染出來致候へば田畑とも自然實入宜人畑稠密相成候に隨ひ早霜之障も薄く可相成儀ニ付苗木を仕立木立林等取立候へ、往々は内地同様之村柄にも可相成見込候

次は「新政談」にして之は江戸の學者藤森弘庵が安政二年幕末の弊政を痛論し、英斷的大改革の要あるを述べ、經濟取締・奢侈の禁・人材の登用・海防・邊地開發・雜事等の諸項に亘つて警告したものである。此中「邊地開き方ノ箇條大意」に就いて之を見るに先づ其開發目的の本義が奈邊に在るや明にしてかゝるべきの要より冒頭し、若し、國防警固に在りとすれば膨大なる經費を要すべし、之には各藩をして爲さしめば一旦は失費たるべきも結局に於いて損失ならざるを得ること。開發に信濃・出羽民或は罪人或は蝦夷撫育に關心ある者等の招徠諸説ありと

雖之には少くも百萬人の入地者を要すべし。信濃・出羽民・蝦夷撫育に關心を有する者たるや幾何かある。又罪人移民は叛逆の虞あることは秦の始皇帝の時既に失敗の實例あり、又一般農民の移動は跡目荒廢の虞あり、勢ひ餘力者を以てせんか彼等斯かる異境へ態々出でざるとも既に三都に於いて充分貨殖に難からず。然し時勢は洵に焦眉の姿にして赤夷必ず容易に開發寇略し來る可し。其容易とは彼は私利を專にせず國土の開發を以て專念とするに在り。故に我も宜く此法を探るべし。開發指導の役人には初め人材を登用し、一旦は之に一任し、疑心を挾まず、再參の試功を経て其言ふ所と成業とが一致せざれば之を罰す可しと雖公正廉直の仁たらば草創の場合寧ろ些細の不結果は之を寛大にし、其才氣をして充分發揮せしむる方に心するに非ざれば成功は成り難しと、一警告を與へ、而して人を移植せしむる方法としては先づ「此百萬餘ノ人ヲ集ルハ(略)人ヲハズミニ乗セテ先ヲ争ヒテ來ル様ニスル專事肝要ニテ其ハズミニ乗セ方ハ大利アル事ヲ示スニ若クハ無シ、其大利ノ示シ方ハ先ヅ金銀銅鐵ノ出ル山多キ由ナレバ是コソ幸ノ事ナレバ先夫ヲ開ク可シ」とし、一旦集らば「此集り來ルニ付テ掘方ハ長生致シ難シトテ人ノ忌ミ候事故……直ニ上ヨリ田地ヲ與へ……十年モ缺下ヲ被下其上五公五民杯申義ヲハヅマシテ十分一ヨリ廿分一トカ申様ニ極メ……候得バ又争ヒテ耕作ニ赴クモノ多ク出來仕ル可シ」と。而して更に開發の技術方法にありては各々手順ありとし、第一に指導者に宜敷を得る事、第二に邊周猛獸の叢藪を燒拂ひ安住地の設定をなす事、第三に水利の便なる地を撰定、第四に其地々に適應せしめたる耕作技術を考究す可き事、第五には土着創業の歲には生活維持も困難なるべければ鑛漁等に有付かしめ時機を見て開發に就かしむること、此五項は必須の要件たりと斷じ、更に「邊防武備ノ事」の項に兵を農に遇すると、屯田との二法ありとし、其由來、方法、五人組を基本としての屯田兵村組織を説いてゐる。即ち曰く、

〔邊地開キ方ノ簡條大意〕

一 先邊地御開キノ義何ノ御爲ト申義御決定第一ト奉存候右ヲ被開候テ御國地ヲ御増御取箇ヲ増候様被成候義ニ候哉又ハ是迄

ノ通り空虚ニシテ檢地同様ニ相成居候テハ外國人來開發仕モ難計左様候テハ御國疆ヲ失ヒ候ノミナラス直ニ外夷ト界ヲ接候様相成候ニ付内地御守衛六ヶ敷相成候間爲御警衛御開キ被成候哉若シ御取箇相増候御爲ニ候ハ、不殘上ノ御手ニテポツポツト御開キ御物入モ格別無之様無之テハナカナカ新開ノ場所ヨリ左様ニ直様御益上リ候モノニハ無之候間……詰リ矢張是迄ノ通只漁獵運上ノ利ヲ御取置被成候テモ格別ノ御得失ハ有之間敷ト奉存候若又爲御警衛人ヲ實シテ外國人ノ占據不仕候様ニトノ思召ニ候ハ、江戸ノ御防ニ品川浦々少々ノ御臺場御築被遊候ニスラ五十万ヤ六十万兩ハ相掛リ候事故日本國ノ御防ニ此手廣キ御防キ場所……餘程御物ノ入ル事ト初ヨリ御覺悟無之テハ參リ届不申候……難義有之候得共邊地ハ一旦御開キ被成候得ハ……警衛諸侯へ被仰付候共諸侯モ失費無之相守候事出來可仕其上追々御國益ニモ相成候間一旦御物ヲ被入候トテモ畢竟御損ニハ相成不申……又其開キ方ニ罪人ヲ遣スノ信濃出羽等ノ民ヲ移スノ蝦夷人ヲ施シ人ヲ殖スノ志有ルモノヲ募リ心次第ニ試ミニ開ラカセルノト申者モ有之候得共罪人逆左様ニ多人數アルモノニテハ無ク又嚴法ヲ立テ多ク罪人ヲ拵ハ邊防ヲ修ントシテ一揆ニ相成國ヲ亡シ候モノ秦ノ始皇帝ニ御座候間此事モ容易ニ相成兼候信濃出羽ノ百姓ヲ移シ候ト申ハ右同様トテ左様ニ餘計ノ人多ク有之モノニテハ無之夫ヲ無理ニ多ク移シ候得ハ是迄其土ヲ安シ居モノヲ遠方へ遣シ新百姓ニ致候モノハ人情ニ戻リ候ノミナラス其本國唯サヘモ人數不足シ又々如此多人數引移候ハ、其跡荒蕪ニ相成可申候蝦夷人へ恩澤ヲ施シ人ヲ殖候ト申ハ一ト通りハ尤ノ様ニ候得共高ガ二千人ヤ三千人ノ員數ナレハ二三百年モ相立不申候テハ中々此廣キ境土へ充滿スル程ノ人數ハ生育不仕候其内ニハ外夷ヨリ最早心掛ケ人ヲ殖候工面モ仕候様子ニ付間ニ合候事ニハ無之候志アルモノヲ募リ開カセ候ト申テモ何程志アリ候テモ金銀無之テハ遠方へ參リ致方アルモノニ無之候ニ付是非有力者ヲ語ラヒ不申テハ相成兼候得共有力ノモノハ蝦夷へ不參トモ三都抔ニ居自由ニ貨殖仕候事手段有之……誠ニ眉ニ火ノ付候如ク急ニ致サネハ御間ニ合兼候時勢……ニテモ中々五年ヤ六年ニハ行届事ニハ無之……其内ニハ必外夷心ヲ生シ……彼ハ自分ノ利ヲ專ラニセス土地ノ開クヲヨシト致シ候心入ニテ致候間何ノ造作モナク開ケ申候此方ニテ御開被成候ニモ矢張其思召ニテ我國ノ人ニテ開キ邊防ノ御爲ニ相成候得ハ宜敷ト申思召ヲ以テ大臺場ヲ築キ候積ニテ御元入ヲ被成上ノ御益ヲ御目掛不被成人ヲ御疑被成候御掛念ヲ御止メ御開キ無之テハ相成間敷ト乍恐奉存候……

一 昔漢ノ高祖楚ト天下ヲ爭ヒ玉ヒシ時陳平ニ申付楚ノ君臣ヲ離間サセ候トテ其入用ニ黃金四万金ヲ陳平ニ渡シ其出入ヲ問ハスト申候都テ大事ヲ任シ候ニハ其人私ヲ致候哉ト疑候様ニテハ其人ニモ力ヲ盡シカネ又々イロイロニ伺ハサレ事ヲ取計ヲ事出來ヌ様ニテハ掛合ヲ失ヒ其功成就仕候モノニテハ無之……此大事ヲ取扱候ニ初ヨリ小兒ヲ使ニ遣ス如ク案事候テハ連モ成功有之モノニテハ無之候間有志材傑ノ士ヲ御撰ヒ先ツ……其手段ヲ言セテ御覽アリ尤ニ相聞候ヲ撰ヒ手ヲ分候テ一ツニ御任

内ヲ持セテ永住サスル是第五也

一 中ニハ蝦夷地度數四十五度以上ニシテ寒氣甚敷稻地ノ仕付難カル可シト申モノ有之候得共却テ耕作地ハ其蔭陽ト其流泉ヲ見ルト申テ度數ニテ寒氣強キニハカ、ハラス山ヲ北ニシ水ヲ南ニシ水利宜キ場所ハ陽氣ニテ作物出來ルモノナリ且承リ候得ハ蝦夷地ハ菜大根ノ類能ク出來ル地有ヨシ菜大根ノ出來ル地ハ餘程地味宜キ場所ニ非レハ出來ヌモノナレハ屹度稻モ出來ヌ可シ若又稻出來ヌ地ニテモ黍ハ必ス生ヌ可シ何ニテモ食物渡世ニナルモノナレハ稻計ニハ限ラス桑ヲ植テ蠶ヲ養ヒ楮ヲ植テ紙ヲ漉キ楮ヲ植テ蠟ヲ取リ麻ヲ植テ苧ヲ取リ其外漆甘薯ノ類何ニテモ作ラヌ可キナリ石炭多キ由ナレハ夫ヲ掘ヌモ喰續キノ一ツナリ

〔邊防武備ノ事〕

一 武備ヲ立ルニ兩様ノ立方アリ先其一ハ古ノ兵ハ農ニ寓セシ法ナリ其一ハ漢ノ趙充國屯田ノ法ナリ兵ヲ農ニ寓スル法ニ從ハ諸侯ノ御固ハ止テ上ノ御役人ニテ惣督大將裨將隊長等ヲ立テ不殘將校ヲシテ治ルナリ趙充國屯田ノ法ニ倣ハ、諸侯ヨリ兵ヲ出シ陣屋ヲ構ヘ且耕シ且守ル也

一 先兵ヲ農ニ寓スルノ法ヨリ申可シ兵ヲ農ニ寓セントナラハ蝦夷中ノ田地ヲ公田トシテ百姓ノ物トセス男子壹人前ニテ田地何程ト申事ヲ定メ置テ其田地ヲ耕シテ十分一ノ年貢ヲ納メサセ其子弟二十歳以上ニ成家内ヲ持タラハ又分家シテ一軒前トシ一軒前定式ノ田地ヲ渡シ未タ獨身ニテ親元同居ノ内ハ一軒前四分ノ一ノ田地ヲ渡シ死絶テ子無ク或ハ罪有リテ追放等ニ相成候ハ、其田地皆上ヘ上リ又外ニ一軒前ニ成候百姓ヘ御渡シ被成候ト申様ニ致候得ハ惣體百姓ノ身上定リ有リテ大高ノ者モ出來ス小高ノ者モ出來ス候様相成右様百姓ノ高同様ニ無ケレハ軍役ヲ同様ニ割付ル事ハ成難シ其同様ナル身上ノ百姓ヲ伍人組ニテ組合セ田地高ニ掛テ軍役ヲ定メ五人組ノ内ヨリ軍役ヲ勤ルモノ壹人(略)ト定メ、平日ハ五人組五組合セテ二十五軒ニ組頭壹人はテ五組合セテ百二十五軒ニ組頭ヲ合セテ都合百三十軒ニテ名主壹人夫ヲマタ五ツ合セテ名主共々六百五十五軒合セテ勤農役人以上ハ上ノ人ニテ御代官手代位ノ役ナリ是ヲ又五組合セテ三千二百七十五軒(上ノ役人ハ數ニ入ラズ)是ヲ農官壹人ノ支配所トシ添役並吟味役公事方勘定等ノ士二十五人斗ニテ勤メ又夫ヲ五ツニテ壹万六千三百七十五軒ヲ合セテ一郡代ヲ置テ治ム

一 若又田地ヲ公田トセス内地ノ通り皆持主ノ私田トシ力次第ニテ多ク持セ開カセ百姓ハ軍事ニハ不構年貢ヲ出サセ夫ヲ以テ防禦ヲ被成候思召ナラハ諸侯ニ命シテ人數ヲ定詰トシテ處々ハ柳岩ヲ構ヘ守ラシム可シ併此定詰ノ士不殘國元ヨリ兵糧諸色ヲ運ヒテ守ル様ニテハ物入多ニテ中々續ク事ニテハ無シ夫ヲ困窮シテモ無御構差置レ候得ハ備禦行届カタク詰リハマサカノ

時ノ御備ニハ不相立御不用心ノ第一ナリ、故ニ夫ヲ困窮サセヌ様ニシテ永ク武備ノ池ヌ様ニスルニハ屯田ニ如クハナシ屯田ト申ハ漢ノ趙充國先零ト申夷ヲ撃シ時急ニ合戦ナク只兵ヲ備ヘテ其慮ヲ伺フニハ大勢ノ人數ヲ差出置キ都ヨリ送ル兵糧飼葉鹽噲ノ類多分ノ費ニテ中々續キ難キ故言上シテ始シ法ナリ右ノ夷境ニ廢田ヤ未タ開發セサル地面二千以上アリシヲ申請テ兵士ニ耕サセ其穀ヲ積テ糧食雜用トシテ遂ニ夷ヲ平ケシナリ、今ハ此制ニ倣ヒ出勢ノ諸侯ニ明地ヲ渡シ其處ヘ士足輕ヲ土著サセテ自カラ耕シテ取上ル穀ヲ扶持方トシ雜用トシテ其間ニ訓練武藝ヲハケマシ處々柵砦ヲ構ヘマサカノ時ハ百姓ト共ニ其内ニ引入テ夷狄ノ害ヲ受ヌ様ニ防キ守ルヘキナリ〔大艦ヲ造ルヘキ事〕ノ項省略

主として開墾方法に關する意見 之に屬するものに「蝦夷地土産」あり。之は安政二年自費を以て龜田郡龜尾村を自費を以て開墾し軍川道路開墾に功ありし庵原齒齋が當時の狀態を日記手記中より鈔錄せしものにして、其龜尾を住居地にトせし理由として此地細流に富み、北に山を繞し西北の寒を防ぎ一方に平野開け日照に充分にして地味田作に適すと云ふに在り。又「田地千三百町歩程但壹反に付四俵取此作男千六百六拾七人程」の項には熟農壹人に付き田地五反歩畑三反歩を受持と定め畑地へは岡穂を植ゑしむるとせば計八反歩にて玄米三十俵の收穫と見積らば函館一萬人に對する廻米分は之に依つて擧げ得べし。山野を點檢せば尙田地となるべき場所處々に發見せん、

其廣きは龜田村濱手より七里濱上通り西南へ二里程東北は桔梗野・大川・七重・藤山村下通り一本木より峠下方三里餘の場所從來田作廢水畑地として菜・大豆・小豆・いんげんさゝげの類のみ、之を田地とせば用水の便だに有らば米產多收を擧げ得ん。又「耕農の儀に付申上候書付」の項には箱館表は糧食資源悉く他國の移入とす。然し之は宜しく自給を以て立前とすへきなり。鎮臺委に新田開發の意圖あるにより早稻・藥草・漆・楮・桐等苗木植付地を出願し安政元年十二月より各處土性踏査翌二年四月より開墾早稻・中手・粳糲夫々部を分ち津輕越後武州二合半領極早稻等取寄せ試作せしのこと、鍛冶村二十町歩中早稻二反歩を試作せしに厩肥過度の故にや藁のみ延び穂少し、然し大豆・大根等は良好なりし事。上湯の川字ハシフトコロは日向よく一町中八畝歩早稻成功せる事。其他餅米・粟・稗・胡麻・十六苳豆・藤豆・シユンキク・ホウレンソウ・青紫蘇・白瓜・丸漬瓜・下總甘瓜

白芋・薩摩芋・煙草・棉花・柿其他試作の結果或は其意見等を述べてゐる。即ち同書に曰く、

〔夢中下居の辭〕 抑愚か志農植にありて樹藝を曲試せん事を思ひ立地をトせんと欲して所く經歷點檢せしに 山續き上湯の川より東北汐止川溪澗深く上は緑川温川寒川等の細流落合左右有名の澤々十二岐流百を以算ふべし、北に三盛山一名松倉山といへる峻嶺聳其山脈は大 山臥牛山へ通し西に層巒連續し西北の風寒を防ぎ東に丘岡あれとも朝日を遮るに至らず幸に山背の 風を避るに足る已午の方は一里餘の平地南垂の地形にして其先大阜連綿海洋の潮風遮を散遮し旭日を請停午の陽氣を十分貯へ地味は黄色なる真土砂交に見たれとも田作るものもなく悉く荒蕪實に歎息に堪えず念頃に墾開せは熟田にも至るへし殊に中央河水流れ山々より湧泉ありて細流をなし用水は猶更悪水落共辨利よろしければ即願上げて居を龜尾にトせり。

一田地千三百町歩程 但壹反に付四俵取 此作男千六百六拾七人程

右の通り熟田農夫を得候へは壹人に付田地五反歩畑地三反歩請持の定に付畑地へは岡穂を爲植付候得は都合八反歩にて玄米三拾俵取揚候に付前書一万人の飯米出來仕他國の廻米を所持して生活の道開け申候依之最寄山野の地理廣狹點檢仕候へば田地に可相成場所往々相見右の内にも尤廣きは龜田村濱手より七里濱上通り西南へ貳里程東北は桔梗野大川村七重村藤山村下通り一本木村より峠下を望候得は三里餘の場所荒蕪葎生等に罷成居是迄農田の道廢候に付畑地のみ相開菜大根大豆小豆いんけんさゝけの類のみ植木田地には多分無心附様相見得申候間能々御教諭被成下勸農の道行れ在方のもの共田地に歸着候様罷成候は用水の便に任せ水田出來米穀多産仕候様相成可申と存候

〔耕農の儀に付申上候書付〕 箱館表の事は漁業並諸國の廻船輻輳して繁昌すといへとも糧食資財悉く他國のものを以てす然るに當地は當地のものを以て辨用すへき事勿論なり我兩鎮臺公此所を深く慮り給ひ前以新田開發の思召有之に付菜草植場漆栝桐苗仕立場早稻其外植試土地拜借相願去寅十二月六日よりして曠野の土性澤々の地味踏勘せしに箱館最寄大森濱裏手より龜田邊の平原は全く海沙の寄洲芝草而已生し殊に潮風強く當り耕地に宜しからず其外曠原の分は多分山地山切込砂利或は砂利土又はへな土等にて急速の墾開なりかたく大野邊々らの澤にんにく澤たきの澤邊並千葉郷等は頗る上田にも可成場所なれとも惜むらくは野土多く總て黑墳の事故肥なくしては作物の出來如何あらん尤菜大根五升芋蕎麥大豆杯は可成出來すへし障子山續上湯の川より東北の方溪間川汲の往還へ通しノタツブより此方の三つ森山一名松の尾山といへる峻嶺聳西に層巒連續し西北の風寒を防ぎ東に丘岡あれとも朝日を障ふるに至らん已午の方は一里餘の平地南垂の地形にして其先大阜連綿海洋の潮風を散遮し旭日を請停午の陽氣を十分に貯へ地味は黄色なる真土砂交に見え漆苗仕立最上の土地と見ゆ其外西の方丘陵の峽は水走り能く楮植付に宜阜と岡との間は桐を植付るに宜しき荒蕪の地も見得山裳通り葎生も多く熟田にも相成へく殊に用水

の便も有て悪水は中央河水に流れ入前又所々經歷點檢の中に於て最上の場所に付則願ひ上今年四月五日より開發にかゝり田凡四反歩畑凡六反五畝步苗代地凡壹反歩内貳拾五坪の苗代地畔を隔ハケ所早稻中手稗糯夫々部を分ち津輕越後武州二合半領極早稻等取寄し事なれば混合せざるため場所引分置三畝は溜堀にして澤水を湛へ養ひ水とす當春苗代跡二畝外堀共凡五五畝外堀を設く用水路六拾間貳筋堀割悪水抜一ヶ所右の外は追々荒起し寒風に氷られ明春雪解次第塊を碎き草根をすくり去り墾開試植諸作仕付へし右場所より五町程隔川端寄洲に三反歩程開發茶大根燕蕎麥等を試むるに土性は荒木田土の如く眞土にて砂交地厚く用水は西の方澤奥より水路堀割長延凡貳千間内惡水拔三ヶ所にて長延凡五百五拾間堀割たり是は自分入用にてせし事なれば至て不行屆當夏旱魃にて澤水沾田割れ稻生方不宜

一 鍛冶村地先湯の川村續字馬喰谷津荒燕凡貳拾町歩の内先つ早稻試場貳反歩程墾開せしに此場所は馬屋肥捨場故肥過たるか藁のみ盛になり稻丈六尺餘穗少し出たるのみにて雪にて枯ぬ依て當年は試出來せず其外大豆大根等は荒起なから好實入たり

一 上湯の川村續字はしふところ一名鷲の巢の谷津と唱ふ沮澤地味上好北に絶岸を帶日向よければ凡一町の内八畝步早稻樹試可也出來し其餘大根等は好實入たり

一 早稻苗は武州二合半領種字六分早稻大野村種字あかいね玉川種字しなすもる越後種字もろ口同字多ひて等を植試みしに旬季後れて當年成熟せし品もあれども其よく實のれるものは土際より穗末迄四尺貳寸其穗を算ふれば上百四拾貳粒中九拾壹粒下六拾七粒平均百粒六尺四面一通り九株縦横八拾壹株一ヶ所五本植一根に付水掛よき場所は二本或は四本にも分るゝあり平均三本として一株拾五本立前の株數に乗じて千貳百拾五本取實を乗して拾貳萬千五百粒と成る五分摺にして升法に約すれば凡そ九合の取となる也

一 抑余鎮臺の命を受けて四月三日此地に引移り荒燕開發して諸種時付し故三拾日程旬季後其上近年稀成日照にて場所に寄野草も枯れ五月六日細雨降りしのみにて六七七月雨なく八月に入小雨兩度十六日大雨終に草木蘇生す依之近邊出來不宜

一 右日照に付箱館近在是迄植馴し粟稗大小豆蕎麥漬瓜の類よろしからざるものまゝ見えたり燕大根すべて不宜愚拙は夏月毎夜水掛けの世話いたし大豆三俵小豆一俵各四斗入上米一俵御年貢餅米一俵小豆餅米は箱館御役所大根千貳百本鎮臺迄差出根は役々迄大豆は新開官圃へ出來せるものゆへ節分逐攤の料として上下一同へ配分せり小豆餅米は明春初午赤飯料に相願ふ此外粟稗蕎麥實入よし

一 箱館にて植馴たる種類の内當年植試たる餅米胡麻十六 豆藤豆しゆんきくほうれんそう青紫蘇白瓜丸漬下總甘瓜白芋薩

摩芋葉生薑姬蓼細根大根鶯松夏大根小松菜三河嶋漬菜長蕪木綿檜桐柿柑類以上貳拾五種の内黒胡摩を蒔んと欲れども早稻
試植中田地開發に暇なく漸く五月十日蒔付たれば如何と思ひしに八月に入りて枝きき實のり成長せし事内地に異ならず其
莢を算ふれば一根七枝百三拾九莢或は六枝百貳三拾莢其餘七八拾莢にして上の出来なり十六さゝげ藤豆能く實入たり此二
種目馴さる故近隣の農夫老嫗の類見物して種を所望し遠方よりも聞傳へて種を望もの多き故弘く植へししゆんきくほうれ
んそう唐ちき青しそ能く成長せり白瓜丸漬下總甘瓜右同斷殊に瓜類は能く生育せり近頃箱館のものかた瓜と云もの植付ぬ
内地の丸漬にひとしくあぢ瓜と云は甘瓜にして形丸く胴ふくら皮は銀眞桑の如く味も同斷也白芋薩摩芋右同斷白芋は少し
日照負せり然れども七つ八つ程つゝ子生育せり薩摩芋は貳寸五分或は三寸廻り長さ四寸或は五寸餘にも生育すこれまた旬
季後に植付し事ゆえ太く育さる事と思はるゝ善光寺にて當年初て植付しとて二三本差越たりしは五六寸廻り長五寸餘の
芋一本外は何れも小振也合蒸て菓子盆に盛り鎮臺より組頭以下へ賜ふされば旬季早く苗を伏せなば白場所のごとく出来す
へきは必定なり能生育せば夫食には最上のもなり葉生薑可也生育せり初年の事なれば肥料なく内地の植方に相當せず捨
育同様になし置しが一根より莖三四本立新生薑も出来せり明年は穀穀も貯たれば肥の手當なし置能く生育可爲致也姫蓼能
く實入たり

一 箱館の者葱を植れ其培養の手當疎なれば内地の芥子菜油菜にひとしく莖は銅糸の如く堅く葉厚くしてあく強く味劣れり
依て小松菜三河嶋漬菜の種を蒔試しに好く成長して關東に替る事なし亦蕪長かふ天王寺かふ右に同し

一 大根此地に専ら植るものあり至て太きは中心空虚又は皮肉の間に堅き網ありて味衰れり依て關東上方の種を植試るに尾
張種は長貳尺壹寸周壹尺三寸武州練馬種は周壹尺五寸長貳尺八寸餘の蕪服も出来せり

一 南瓜は當地にもうゆ多くは向地より來る彼のほうらと云ものにて形丸く太く膽理滑らかにて味ひ淡薄肉ざく／＼とし
て荒く水澤山ゆへ粗冬瓜にひとし依て品川ゆるき橋四谷内藤唐なすの種を蒔試るに菊座にして平く皮はひきかへるの背の
如くいぼ／＼あり肉は羽二重の如くきめこまかにて甘みあり周三尺貳寸の大物も出来せり南瓜に限らず大根蕪芋の類甘
み強きは地味の然らしむる處なるか蕪服は別て能く生育す

一 當所港灣にて諸船輻湊其上漁獵の土地味綱繩の類入用多ければ檜桐を蒔るに芽を出し勢よろし此上は嚴寒積雪にさへ痛
まざれば能く成長すべきは必定なり

一 柿も芽うるはしく葉幹艷色ありて關東に替る事なし全く肥土故と思はる好き穂を接なば厚味の柿も出来すへし
一 栗は當地にあれとも小粒にて多くはしば栗にひとし依て丹波栗の大物を蒔しに芽能く枝葉榮えたり

一 桃はずばひよるひどふしの種を植ければ一夏にて凡尺尺餘に成長し土際より枝出ほうきの如く榮えぬ

一 煙草能く成長す關東筋上方邊總て虫を去るを此作第一の辛勞といへり然るに此地は虫の憂更になく天幸と可云種は水府老公の賜る處香氣あり未だ生干なれ共農夫に吹かしむるに阿波子より味ひ増るといへり能く乾きて月を經なほ可也吹くよるしからんと思ふ也

一 木綿此物北邊更になしよりて植試しに木太り花咲桃も七つ八つ附しか吹切遅く元成り一つ二つ吹切間もなく山手は八月初旬より霜降り龜尾邊は下旬より雪降十分難取獲全く當年は旬季後に蒔付し故と思はる併吹切さる分も中綿には可也ならん此分にては寒風に厚子一枚を以凌くには増るべし旬季能く蒔付なば能く成長すべし

一 唐もろこし内地の如く太く長く生育せり乍去一根より玉莢二本ならで實のちらず團子もろこし可成成長せり甲州種首曲り其性をあらはしたり旬季後に蒔付故か成實の數は衰れり

一 伊勢國鳥羽種黃大豆江戸種黒大豆出羽國秋田種白大豆同國雪の下黒平大豆同國庄内にて菓子豆と唱黒丸大豆陸奥國宮城野種鞍掛大豆同國仙臺種茶大豆若州種薄茶大豆越前種眞綠大豆南部八ノ戸種青大豆江州目野種赤小豆信州種五色隱元豆朝鮮種眉兒豆太白紅斑色二種南京種汾籬豆一名蛾眉豆紅色紫色藤鼠色藍色四種以上豆類二十種夫々種類取集植試しに豆類に相應せる地味なるか格別日照負せず能く實入たり

一 油菜豊年を蒔付しに能く榮えぬ此上は極寒を凌ぎて明年の出來榮は其節申述べし蠶豆をんどう右に同じ

一 大麥は笠原五太夫ぬし持參し九月廿一日蒔付たり惜かれ廿日程も遅ければ芽を出さず乍去根は踏込みたり小麥は先達て蒔付し故最早芽を出し勢よろし然るに一夕野御馬來りて土際より喰ひたり冬月青草なし依て青草を見れば何如成垣にても押破りて喰損ふ此國の弊なく漬菜冬菜の類皆然りといふ但我領臺天か下にあるとあらゆる物品夫食にあつべきものを尋探りて普く試植んとし給ふ事甚だ深功也依ておのれ天候に寒暖の不同あれども土性に相應せば一物といへども生育せざるの理なきを惜り自ら來稻をとりて其事を驗し普く諸人に告て鎮臺の洪慈を示し併せて勸農の一助となすものなり

干時安政二乙卯年冬十月

次は「邊政備覽」之は安政三年江戸の儒者海保元備の著にして收むる所極北の曠野古來我版圖内に在りと雖永く異境の儘なるは蓋し國家制度及ばず王化の被らざるに基く、今度國家命ありて此邊を開拓せしむ。今之を開闢して王政の域とし其民を教化の民たらしめんには必ず其土の宜に隨ひ其俗の情に應じて對處すべく國を建つるの

始は必ず其制度を定むること古今一轍なりと冒頭し、北土啓發の法として疆界・其統治者の設定・蝦夷風俗の教化並産業交易等に亘つて論及してゐる。今其産業の條を見るに、民の生業必ず其土産を以てすへきなり。蝦夷の寒地五穀を生ぜざるも海産あり、然れども例ひ五穀皆生ぜずと雖其適作ありとすれば之を顧ずといふことある可からずとし、寒地に黍稗の能く生ずる支那の古例を引用し、麥作の説も無きに非ざるも之は勞力多きを要するを以て之を以て最初より始むるといふことは不適當なりと指摘し、然し漸次には水田にも及ぶべし。されど漁者を強ひて農に替へしめば農漁共に失ふに至るべければ漁者は漁者とし、漁不便なる地の者を以て農業に就かしむべし。尙農は元來勞苦を要する業なれば動もすれば廢絶に歸し易し、宜く勸農機關を置きて獎勵に當る可きなりとし、更に此地金氣あるが故に寒冷なるか、されば金銀銅鐵の堀鑿も一舉農鑛の利得ともならんとの奇拔な論にも及んでゐる。

寒土五穀ヲ生セサルノ處へ自ラ他國ニマレナル蛙鱒鯉虎昆布等ノ物ヲ生シテソノ民ヲシテ生活ヲ得セシムル事天道不可思議ナル理アリテ人智ノ測リ知ルヘキニアラスサレハソノ土ヲ治メントスルニハ必スソノ土ノ自然ニ依リテ生産ノ方ヲ立ツヘキ事トイヘトモ若シ人行ヲ加ヘサル時ハ壁ヘハ生鐵ニシテ鍛鍊ヲ加ヘサルカ如ク璞玉ニシテ琢磨ヲ施サ、ルカ如クナルヘシ今ソノ土五穀ヲ生セストイヘトモ若シソノ地理ノ宜ト天時ノ協ヘルトヲ考テソノ最モ生シ易キノ物ヲ殖シメナハ生長セサルノ理ナルヘシ孟子ニ夫猶ハ五穀不生惟黍生レ之ヨシ見ヘタリ猶ハ北狄ニシテ略今蝦夷ト同シク寒土ナルニ黍稗ノヨク生長スルヲ見レハ此物五穀ノ中ニテ最モ生殖シ易キヲ知ルヘシ且人功ヲモ多ク費サスシテ收功マタ速ナリ水田ハ然ラス開墾極メテ難ク既ニ等發ノ上ニテモ一二年ノ間ハ用ヲナサス加之水旱ノ憂豊凶ノ別アリテ人力ヲ勞スル事モマタ黍稗ニ比スレハ十倍セリサレハ今北土ヲ開墾センニモ畑ヲ多ク仕立專ラ黍稗ヲ植シメ度事ナリ從來專ラ麥作ヲ專ラトセシヨシナレトモ麥ハ用功本ニ均シクコレヲ製スルニモ多ク人功ヲ費シ且ツ寒土風多キ地ニハ生長難シト聞ケリ黍稗ノ宜シキニハシカサルヘシ其後遺各地氣モ開キ和ラキナハ地利ヲ擇ミ水田ヲ墾闢セン事モ亦容易ナルヘシ且海邊ノ民ハ多ク漁事ヲ以テ生業トスルナレハ強テ耕作セシメハ却テ兩ナカラ利ヲ失フニ至ルヘシ宜シク專ラ山中ニ住シテ海邊ニ遠ク漁事ニ不便利ナルモノヲ勸メテ農業ヲ勸メシムヘシ其上ニテハ互ニ有無相通セシメハ彼は兩ナカラ利ヲ得ルノ道ナルヘシ

農業極メ辛苦ニシテ利ヲ得ル事マタ極メテ少ナシ故ニ動モスレハ缺テ未ヲ逐フニ至ル若シ然ラハ開墾ノ功モ久シカラスニテ荒廢ニ法見ルサレハ必ス別ニ勸農使ヲ置テ專ラ是レヲ勞シ不時ノ賞賜等アリテ民ヲシテテノツカラ其業ニ勸マシムヘキナリ

蝦夷地寒氣甚シキハ天度ノ自然トハ雖モ一凡土地ニ金氣多キヲ以テ凝寒ノ氣ヲ増スノ理モアルベシ若シ其方ヲ得テ金銀銅鐵ノ類ヲ探ラシメハ國家ノ財ヲモ富ナラシムヘク自然地氣ヒラケテ其土ノ氣候モユルヤカニ至ルヘク五穀樹藝ノ功モ成ルヘシ且一舉ニシテ其益ヲ得ル事無量ナリ

次は「箱館御料並蝦夷地荒地開墾新百姓御取建之趣意組立取調」である。之は安政五年幕命に依り二宮金次郎の推薦せる門弟相馬大膳亮の家來佐々木長左衛門・新妻助惣・大友新六の三名が所題の如く此地開墾（開墾）の爲農民入地方法として三十箇年計畫を樹立せる見込上申書である。即ち見分するに良地は百姓作益有つて開墾を續くるも不良の地費を如何に多く投ずるも人力と肥料を外にしては如何なる手段もある可からず、新百姓取立の法は長きに亘る仁政に在り、起耕は近きより遠きに及び、良地より始め其利を投じて不毛の地に至るべしと

乍恐書面ヲ以見込ノ趣奉申上候

今般不奉存寄不肖ノ我等儀師二宮金次郎主法見込ノ通御料私領手廣ニ取斗候様御任セラ蒙リ當時日光御神領荒地起返シ入百姓人別増窮民撫育難村舊復ノ仕法取扱罷在候廉ヲ以同人ヨリ御撰定ノ上御雇被仰付當箱館御料附村々並蝦夷地荒地起返シ入百姓人軒増趣意見込ノ趣可奉申上旨仰ヲ蒙リ難有トカモ恐多次第何分往々手違無御座候様仕度村々荒蕪ノ模様逐一見分仕候處良地ハ必作益モ有之候爲メ連々御百姓相續相聞ケ居當時殘候原野ハ素ヨリ瘠薄陰冷浮ノ地味往々寒暖不平ノ候何程御入用相掛候テ荒地起返可致熟作哉父家小屋致普請入百姓取建遣シ候テモ急度相續可致哉荒地起返シ候而已ノ儀ハ一時ノ所行ニテ第一御田地ノ永續千世萬代ニ至ル迄米麥雜穀ヲ產出シ口腹ヲ養ヒ身命可相成哉不輕大業實ニ見留モ無御座候共タトヒ薄地鹿田原野トイヘトモ農業ノ根元糞培ノ力ヲ以民食ヲ得候外手段モ有之間敷又土有レトモ人民ナクシテ開墾ナラス然ハ來民ヲ招クトイヘトモ諸國一體ニ農民少ク良田手餘リ國々新百姓取建ノ趣意モ被相行居候中土地ノ善惡ヲ不撰モノモナク又子孫永續ノ損益不相斗モノモナシ然ルニ當地ヲ御先立下民御引入御開田被遊候儀甚タ難キ事ニ候ヘトモ所謂財散スレハ民聚リ又排者助不稅ハ其野ニ耕ント願フノ理ヲ推シ是ヲ惠ミ彼レヲ撫育シ父子ノ愛情ノ如ク御大仁被爲布候ハ、土地ノ精蘆道ノ遠

近ヲ不顧偏ニ御仁澤ニ奉感動來成仗可仕哉何様ニモ詰リ其根元ハ御仁憐ノ一途ニ歸シ候儀ト奉存候草木ノ枝葉花實ノ榮ルモ皆其根ヲ固フスル故ナリ誠ニ來民ノ實事ヲ尋ルニ今日ノ産業ニ怠リ用度僅ニ足サレハ其土ヲ嫌ヒ君父ノ大恩ヲ不顧生レ古郷ヲ捨遠國風來ノ流民押上ル事ハ一旦ノ惠ミノミニテハ逆モ永續不仕能々其恒ノ産ヲ制シ銘々ノ上ニハ做衣身ニ纏ヒ周歲可爲致勤働候ヘトモ上ヨリ永年撫恤ノ御世話ニ由リ候事ニテ譬ヘハ田圃ヘ善種ヲ蒔トイヘトモ芽立兼候ハ、幾度モ蒔返シ終ニ豊熟シ實法ヲ相樂カ如ク壹度手遣候ハ、貳度施シ又手遣候ハ、三度取建遣シ幾度變化致候共手間隙入費ヲ不論蒔返候テコソ終子孫永續ノ道モ相立仰テ父母ニ事ヘ俯テ妻子ヲ養フニ足候様可相成必モ小利ヲ不見且即功ヲ不斗積年重世ノ終ヲ全フスル外術計無之儀ト奉存候尤荒地起返シ先後得失有之儀ハ第一小ヲ積ソテ大ニ及シ易キヨリ難キニ推シ近キヨリ遠キ至リ龜田ヲ差置良田ヲ先立辨利ノ宜敷所ヨリ手始候趣意ニテ當御料附村々蝦夷地ニテ追々起返シ候見込候トモ一ト先ツ人煙ノ多キ所ハ自然天地ノ惠ミモ厚キ道理ヲ本體ト定養培ノ辨利牛馬ノ通路能ク肥灰持運ヒ人夫ノ自由ヲ得人家近キ土地柄耕田ト作シ鳥獸ノ妨ナク萬端手狭ニテ取穀多ク募方ノ助ニモ相成用水順序宜敷場所柄見立眞先ニ手始天地開闢以來不毛ノ地ヲ田圃トナシ多少ニ不限土中ニ埋リ居候無盡ノ米穀ヲ產出シ其潤澤ヲ以薄地龜田山谷ニ至迄終ニ起返シ候儀ハ當然ノ義ニ候得共又山海ノ場所ニヨリ雪霜潮風ニ害等モ有之不一様候間其地利ニ隨ヘ遠近ニ不拘掛離レ候儀モ可有之ト奉存候右正義手始候ニモ是迄金次郎諸家方ニ至ル迄取扱來候ノ主法金ノ大本ハ先過去リ候年數凡拾ケ年或ハ三拾ケ年六拾ケ年收納米永小物成迄徹細取調國々盛衰年ノ豊凶悉ク致平均天命自然ノ運數ヲ求メ中庸ノ分臺ト定メ募方ヲ立其餘ハ丸ニ荒地起返シ究民撫育ノ仁術料引放シ年々歳々無量ノ米金ヲ以テ取行候ベトモ箱館附村々並蝦夷地御開墾ノ御趣意ハ諸侯ノ分臺ヲ立餘分ヲ以取斗候儀トハ違ヒ候ヘ共是非トモ永年ノ御仁惠御取行被遊候事候ヘタトヘ發端ヨリ御手廣ノ事ニ無之トモ御出捨積レハ莫大ノ御入用實ニ奉恐入候間御土臺金トシテ別途ニ御引放何方ナリ御貸附所ヘ御据置ノ上其利足金御下渡ヲ蒙リ猶又取建遣候來民其恩澤ヲ辨ヘ追々聊宛モ差出候冥加米永相加ヘ開墾御趣意料ト相立申度右御備金ノ儀ハ一時ニ御引放シ相成兼候ハ、何ケ年ニモ御積置被成下置候テモイツレカ年々無限米金ヲ以限アル廢地ヲ起返シ人民引移候ヘハ永久御出方ニモ相拘リ不申候若シ又御場所柄ノ儀萬々一手違向後再荒等ニ相成候トモ元金少モ不取失兩全ノ道ト奉存候右願ノ通被仰付候ハ、手厚ノ取扱モ出來重々有難仕合奉存候以上

五月

明治維新前に於ける北海道農業開發意見と其方向

斯くして其實行方法として次の諸項に分ちて之を立案してゐる。

荒地開墾新百姓御取立ノ主趣取行方ノ事（農業一向衣食住質素ノ國柄ヨリ尋出シ厚キ御取建ノ儀申諭其恩澤ヲ慕と參候様）

壹軒ノ來民家内人別並夫食米平均ノ事（家内五人内二人夫婦・三人老幼・扶持米貳拾貳俵貳斗但大小人平均壹人一日五合積一ヶ年分）

鹽味噌代渡方積ノ事（金六兩貳分貳米）

家作金入用大凡積立ノ事（金三拾五兩内三拾兩本家・三兩二分馬家・壹兩貳分便所）

家財農具衣類代金大凡積立ノ事（金拾兩）

壹軒家株田畑三ヶ年ニ切開方ノ事（初年〓田五反・畑三反・起賃五兩 二年目起續〓田貳反五畝・畑壹反・自分起三年目起續〓田畑同上・同上）

開發田畑順熟五ヶ年ノ間取差別取調ノ事（初年〓田一反步ニ付米四斗一俵取畑壹反步ニ付大豆一俵三斗稗七俵貳斗取。二年目〓田一反步ニ付米壹俵壹斗五升取 三年目〓田壹反步ニ付米壹俵三斗取 四年目〓田壹反步ニ付米貳俵五升取 五年目〓壹反步ニ付米貳俵貳斗取）

新百姓壹軒前開發反別並取米ノ事（安政六年ヲ初年トシ開發田五反步此取米五俵）

作徳米並夫喰米差引取調ノ事（安政六年夫喰米拾六俵三斗五升 手取米三俵貳斗三升七合五勺 殘米拾三俵壹斗壹升貳合五勺 家内扶持米不足分……安政九年即四年目 夫喰米拾六俵三斗五升 手取米拾六俵貳斗貳升五合 殘米壹斗貳升五合扶持米不足分）

農馬御下ヶ渡ノ事（馬壹疋此代金凡三兩）

斯くして最後に「惣都合」として安政六年より同三十五年迄三拾箇年一箇年貳拾戸宛を入地せしむるとし此總

戸數六百、開發田六百町歩、此取米壹萬四千貳百五拾俵、開發畑三百町歩取穀代金貳千三百廿七兩永三拾七文三歩、田畑反別合九百町歩と計上してゐる。

三 結 語

史料としては尙此外仔細に調査すれば例へば「北海乘」等を初めとして當時の本道農業開發に關し論議せられしもの必ずしも無きに非ずとするも其主なるものとしては先づ以上を以て收め得たる可しと思はれる。

之を要するに明治維新前に於ける北海道農業開發意見の方向は大略其目的々より觀れば初め單なる未開地の利用より出發して、漸次北方警固の意味へと展開し、又其形態的方面よりすれば此種開發の必要論より開始せられ之が熟するにつれて漸次其實行方法へと移行せしものと云ふ可きである。

斯くして明治維新の大業へ、將又更に夫より今日吾人の目前に展開せられし如き偉大なる開發狀態へと到達せしものであるが、さり乍ら「到達」其ものゝ詞こそは例ひ斯く單なる一語にして能く盡きるとは云ふものゝ、之が爰に到達する過程には少くも以上の如き古人の心血を注ぎし精神的努力が織り込まれしものであつた。而して斯かる賜物がありたればこそ今日の如き結果が得られしことである。

惟るに今日の新體制は一言にせば君民一體・一億一心、東亞新秩序建設を使命とする我が國防、強化の實を擧ぐる立前より百般が割り出され行くものと稱して差支無い。從て經濟關係に在りても此意義の下に例へば食糧問題にしても北海道人は宜く道産を以て自足を圖れと稱し、或は利得の問題にしても其要諦は私慾を去て宜く國益の下に之を得よ然らざれば國力の充實は期し難しと論じ、或は滿洲開拓の問題にしても之は宜く本道の屯田兵制を採つて學ぶに在り等とも唱道せられてゐるが、然し乍ら斯る要道も何ぞ今にして初めて吾人の耳目を新しくするものぞや、蓋し、若し一たび以上古人の諸見を繼ぐならんには古今例ひ事に大小の差こそは有りすとすとも、識者

は二百年前來の古に於いて既に吾人に此等を如實に指摘し警告し居るものなることを何人も知るであらう。吾々は此等先哲の努力に對し決して之を無視してもならない、況や忘れてもならないのである。(昭和十六・一・二二)